

# 鹿屋市 新市まちづくり計画

人と自然、地域の恵みが響きあう  
健康交流都市



平成16年11月

鹿屋市

令和2年12月 鹿屋市 一部改定



# 目 次

<b>I. 序 論</b> .....	1
1. はじめに.....	1
2. 合併の必要性と効果.....	2
(1) 合併の背景と必要性.....	2
(2) 地域の特性と課題.....	4
(3) 合併の効果.....	5
3. 計画作成の方針.....	6
(1) 計画の趣旨.....	6
(2) 計画の構成.....	6
(3) 計画の期間.....	6
<b>II. 新市の概況</b> .....	7
1. 構成市町の概要.....	7
(1) 人口・世帯数.....	7
(2) 就業人口.....	8
(3) 各市町の総合計画における将来像・基本方針.....	9
(4) 1市3町の特長.....	10
2. 新市のすがた.....	12
(1) 地 勢.....	12
(2) 面 積.....	12
(3) 人 口.....	13
(4) 就業人口.....	13
(5) 産 業.....	14
<b>III. 主要指標の見通し</b> .....	15
1. 人口の見通し.....	15
2. 就業人口の見通し.....	16
<b>IV. まちづくりの基本方針</b> .....	17
1. 基本理念.....	18
(1) 基本理念.....	18
(2) 基本目標の設定.....	19
2. 将来像.....	20
3. 基本方針.....	21

# 目 次

<b>V. 基本計画</b> .....	23
1. まち飛躍プロジェクト .....	23
(1) 「食と健康のまち」プロジェクト .....	24
(2) 「交流のまち」プロジェクト .....	26
(3) 「人・まち元気」プロジェクト .....	28
2. 地域別の取り組み .....	29
(1) 中心部エリア .....	30
(2) 北部エリア .....	33
(3) 東部エリア .....	36
(4) 南部エリア .....	39
3. 分野別計画 .....	42
(1) 計画の体系 .....	42
(2) 主要計画 .....	43
① 活力ある産業が展開する経済自立のまちづくり .....	43
② 安心・安全な暮らしのあるまちづくり .....	46
③ 豊かな自然を次代に引きつぐ環境共生のまちづくり .....	48
④ 地域の風土・個性を生かして豊かな心を育むまちづくり .....	50
⑤ 人・もの・地域を結ぶ快適で利便性の高いまちづくり .....	54
⑥ 地域で支えあう健やかで心のかようまちづくり .....	58
⑦ 市民と行政が協働する市民が主役のまちづくり .....	61
<b>VI. 新市における県事業の推進</b> .....	63
1. 鹿児島県の役割 .....	63
2. 新市における県事業 .....	63
<b>VII. 公共的施設整備の基本的考え方</b> .....	65
<b>VIII. 財政計画</b> .....	67
1. 財政計画の基本的考え方 .....	67
2. 計画の期間 .....	67
3. 計画の作成方法 .....	67
(1) 歳入 .....	67
(2) 歳出 .....	68
4. 財政計画 .....	70

人と自然、地域の恵みが響きあう  
**健康交流都市**



# I. 序 論

---



# Ⅰ. 序 論

## 1. はじめに

わが国の社会経済情勢は、長引く景気の低迷や少子高齢化の進展、さらには地球規模の環境問題など、深刻な状況を迎えているとともに、国民の価値観も物の豊かさから、心の豊かさや安らぎ、ゆとりなどを求める方向に移行してきています。

このような時代の大きな転換期の中で、地方自治を取り巻く環境も大きく変化してきており、平成12年4月1日に「地方分権一括法」が施行されたことを機に、地方は、地域の住民が自分たちで決定し（自己決定）、その責任も自分たちが負う（自己責任）という、本来の地方自治の姿を確立していくことが、強く求められています。

加えて、地方交付税や補助金の削減などをはじめとする地方財政制度の見直しにより、自治体の歳入は大幅に減少してきていることから、各地方自治体においては、国や県に依存してきたこれまでの体制を見直し、今後、共生しながらその中で個性を見だし、自立したまちづくりを進めていくことが求められています。

市町村合併は、このような時代の潮流の中において、総合的・効率的なまちづくりを推進していくための有効な手段のひとつであることから、鹿屋市・吾平町・輝北町・串良町の1市3町は、地域の特性や資源を生かして、厳しい時代に対応する自立したまちづくりを進め、「大隅はひとつ」という理念のもと、大隅中央合併協議会を設立し、合併に向けた協議を行うこととしました。

合併協議に当たっては、住民、議会、行政など、地域が一体となって真剣な議論を行っていくことが何より重要であることから、その議論や判断の材料として、1市3町が合併して新市が誕生した場合の新市の姿やまちづくりの在り方を明確にすることを目的に『新市まちづくり計画』を作成しました。

## 2. 合併の必要性と効果

### (1) 合併の背景と必要性

#### ① 多様化・高度化する住民ニーズへの対応

車社会の進展を背景に、通勤や通学、買い物、通院など生活圏の拡大・広域化が進んでいます。また、物の豊かさを求める時代からゆとりや安らぎなどの精神的な豊かさを重視する時代への転換、\*コミュニケーションの多様化、環境保全等への関心の高まりなど、住民ニーズの多様化・高度化が進んでおり、これらに適切に対応した行政サービスの提供が求められています。さらに、高度情報化や国際化、社会構造の変革などを背景に、住民が高い水準の行政サービスを享受できるまちづくりの実現も必要とされています。

しかし、景気低迷等の影響から地方の財政は厳しい状況にあり、多様化・高度化する住民ニーズに対応する行政サービスを提供していくことは困難になりつつあります。

そのため、合併により効率的で効果的な行財政体制を確立し、職員資質の向上や専門職員の確保を図り、多様化・高度化する住民ニーズに対応していくことが必要となっています。

#### ② 少子高齢化への対応

少子高齢化の進展は、生産年齢人口の減少に伴う地域活力の低下や福祉・医療等に関する行政需要の増大など、多くの問題を招いています。

そのため、子育て支援や児童福祉サービス、高齢者福祉サービスなどの向上を図る必要があることから、専門職員の確保などによる行政能力の向上や地域が一丸となった取り組みを推進することが必要となっています。また、生活環境や教育、産業、都市基盤整備の充実などを図ることにより、魅力あるまちづくりを進め、若年層の定住を促進し、地域活力の維持・向上を図ることも必要となっています。

#### ③ 地方分権推進への対応

地方分権の確実な進展を背景に、自治体には自主性・自立性の確立が求められており、それぞれの個性を生かした地域づくりや創意工夫による行政サービスの展開が期待されています。一方、自らの判断や責任が問われることから、自立した行政組織を確立するとともに、住民と行政が一体となって行政運営に取り組んでいくことが求められています。

そのため、安定した財源の確保や、優れた人材の育成による専門的な行政サービスの向上を図るとともに、地域間競争の中で生き抜いていける活力あるまちづくりや住みよいまちの形成に向けた取り組みを、住民参画のもとで進めることが必要となっています。

#### ④ 厳しい財政状況への対応

景気低迷が長引き、低成長の時代へと突入した今日、地方自治体の財政は厳しい状況にあり、財政運営の見直しを余儀なくされています。また、国や県の行財政改革により、地方交付税の削減、補助・負担金の見直しなど、従来の歳入を確保して



いくことは困難となっています。

このため、これまでのような国や県に頼ったまちづくりではなく、行財政改革に取り組み、合併による※スケールメリットを生かした行財政基盤の強化に努め、自立した都市の形成を図ることが必要となっています。

※コミュニケーション…自分の考えや気持ちを、言葉や文字などで他の人に伝えること。

※スケールメリット…規模を大きくすることで得られる利益のこと。

## (2) 地域の特性と課題

地域の特性や問題点、各市町の総合計画であげられている課題を踏まえて、新市のまちづくりに向けた課題を整理します。

地域の特性	地域の問題点
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1次産業を基幹産業とする、国内・県内有数の食料供給基地となっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人口は微増している反面、少子高齢化の進展が顕著となっています。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>…地域全体の人口は微増ですが、年齢別人口の推移を見ると、生産年齢人口・幼年人口の減少、老年人口の増加が顕著となっています。</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康づくりやスポーツ・レクリエーション活動を支援、振興する機関・施設が集積しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中心市街地の空洞化による求心力の減退がみられます。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>…鹿屋の中心市街地など地域の中心地区においては、空洞化が生じており、魅力や求心力を減退させています。</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 豊かな自然、歴史文化など観光資源が豊富にあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市機能整備が遅れています。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>…住民の暮らしを支える道路、下水道、公園などの都市機能の整備は徐々に進められていますが、未だ十分であるとは言えない状況にあります。</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東・東南アジアを中心とした諸外国との交流が盛んな地域です。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東九州自動車道や大隅縦貫道が整備中であり、国道220、269、504号が交差し、垂水港、桜島港、鹿児島空港、志布志港、九州新幹線に通じる、大隅地域の広域交通の要衝地となっています。</li> </ul>	

各市町の総合計画であげられている課題	
鹿屋市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健やかで豊かさを享受できる社会の実現</li> <li>・ 快適な都市基盤の整備促進</li> <li>・ 活力とにぎわいの創出</li> </ul>
吾平町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 快適な定住環境の整備促進</li> <li>・ 高齢化社会への対応</li> <li>・ 交通体系と情報化システムの整備促進</li> <li>・ 自立できる産業の振興</li> <li>・ 教育環境の整備と人材育成の促進</li> <li>・ 地方分権と広域行政の実現</li> </ul>
輝北町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急速に進む高齢化社会への対応</li> <li>・ 山間部地域の過疎化への対応</li> <li>・ 若者が定住できる新たな産業の育成</li> <li>・ 文化・娯楽等の余暇・レジャー機能の充実</li> </ul>
串良町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子高齢化社会への対応</li> <li>・ 産業基盤整備の推進</li> <li>・ 教育環境の整備と国際化社会に適應できる人材育成の推進</li> <li>・ 定住化促進対策</li> </ul>

地域の課題
<p><b>自立した都市・経済基盤の確立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域産業の伸び悩み</li> <li>・ 高速交通体系の早期整備</li> <li>・ 自然環境の保全</li> <li>・ 少子高齢化の急速な進行</li> <li>・ 市街地地区の空洞化</li> <li>・ 歴史文化の継承</li> </ul>

### (3) 合併の効果

合併は、1市3町が一体的、効率的な行政体制を確立し、行政基盤の強化や自治能力の向上を図っていく契機となるため、先に整理した地域の課題に対応していく有効な手段となることが期待されます。

しかし、合併ですべての地域課題が解消されるものではありません。地域課題の解消に向けては、合併後についても、時代の要請にあった行財政体制の確立に向けた取り組みを進めるなど、さらなる行財政改革を推進していくことが必要です。

#### ① 広域的なまちづくりの推進

広域的な視点に立った公共施設の整備や新市の均衡ある発展に向けた施設の整備など、総合的で効果的なまちづくりが可能となります。

また、現在1市3町にある、かのやばら園や県立大隅広域公園、きほく上場公園、串良平和公園などの多くの観光資源、鹿屋体育大学や国立大隅少年自然の家、県民健康プラザ、湯遊ランドあいら、串良平和アリーナなどの健康・スポーツに関連する機関や施設、第1次産業を基幹産業とする豊かな産業など、多彩な地域資源を地域全体で共有していくことで、それらの魅力を最大限に生かし、付加価値を生み出すことが期待できます。

#### ② 効率的で効果的な行財政運営

職員定数の適正化や専門職員の配置等による新たな組織づくりなどを進めることにより、より高い水準の行政サービスの提供や適正な事業実施の体制が確立され、効率的かつ効果的な行財政運営が可能となります。

さらに、財政基盤の安定化と強化により重点施策への効果的な投資が可能となります。

#### ③ 地域活力の向上

地域の特性や資源を生かした地場産業支援などによる地域活力の向上、都市機能の集積や魅力ある都市環境を創出するための都市基盤整備の促進、住民が安心・快適な暮らしを享受できる福祉サービス事業などを一体的、効率的に進めることにより、都市の魅力が創造され、雇用の場の確保や若年層の定住促進、そして誰もが安心して暮らせるまちづくりが可能となります。

#### ④ 地域のイメージアップ

人口約11万人を有する都市としての可能性を最大限に生かした魅力の創出を図ることにより、鹿児島県はもとより、南九州圏域においても行政や経済、産業等の中枢的な役割を担っていくことが期待されます。

また、大隅半島の中心都市として、人的交流や企業間交流、情報の受発信をさらに促進し、各地域の役割分担や地域資源のネットワーク化を図り、各地域における交流の拠点化を図っていくことにより、各地域の魅力の向上が図られ、地域全体のイメージアップにつながることを期待されます。

#### ⑤ 南九州の拠点都市の形成

1市3町における多彩な地域資源や特性を生かした個性あるまちづくりを尊重しながら、地域資源の有機的なネットワーク化、求心力と賑わいのある市街地の形成、

都市機能が持つ生活の利便性と自然の良さを兼ね備えた居住空間の創出、第1次産業を基軸とした新たな産業の創出などを図ることにより、自立していける地域経済の構築を総合的、一体的に進め、地方分権の受け皿として、また、共生しながらその中で個性を見だし、南九州の新たな拠点都市として発展していくことが期待されています。

### 3. 計画作成の方針

#### (1) 計画の趣旨

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第1項の規定に基づき、鹿屋市、吾平町、輝北町、串良町の合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画を推進することにより、1市3町の速やかな一体性を確立するとともに、新市全体の均衡ある発展を図ろうとするものです。

なお、計画の作成に当たっては、夢と希望にあふれた魅力あるまちづくりを念頭に置き、時代潮流、地域特性及び地域課題を踏まえ、併せて1市3町それぞれの総合計画等の基本構想を踏まえつつ、合併による財政の効率化のみならず、真に住民の福祉向上を図ることを最重要課題として位置づけるものとします。

本計画は、合併の是非を判断するための材料となるとともに、新市における総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）の策定までの間の基本的なまちづくりの指針として機能する重要な計画です。

なお、新市で策定する長期総合計画は、この新市まちづくり計画を反映しつつ、概ね2年間程度の期間をかけて策定することとなります。

#### (2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めるための「まちづくりの基本方針」、その実現に向けた「基本計画」、鹿児島県で実施する根幹的な事業を示す「県事業の推進」、合併後の公共施設のあり方を示す「公共施設整備の基本的考え方」、新市の施策に基づく「財政計画」を中心に構成します。

#### (3) 計画の期間

市町村の合併の特例に関する法律では、新たなまちづくりのための合併特例債を合併後20年間にわたり活用できることとなっており、本計画に位置づけられた事業が対象となります。

新市においては、この合併特例債を活用しつつ、新市まちづくり計画に基づく合併後の行政サービスの維持・向上、生活環境や都市基盤の整備などを積極的に進めていく必要があります。

このようなことから、本計画の期間は、法による財政措置の期間などを勘案し、合併後の平成18年1月1日から令和7年度までのおおむね20年間とします。

人と自然、地域の恵みが響きあう  
**健康交流都市**



## Ⅱ. 新市の概況

---

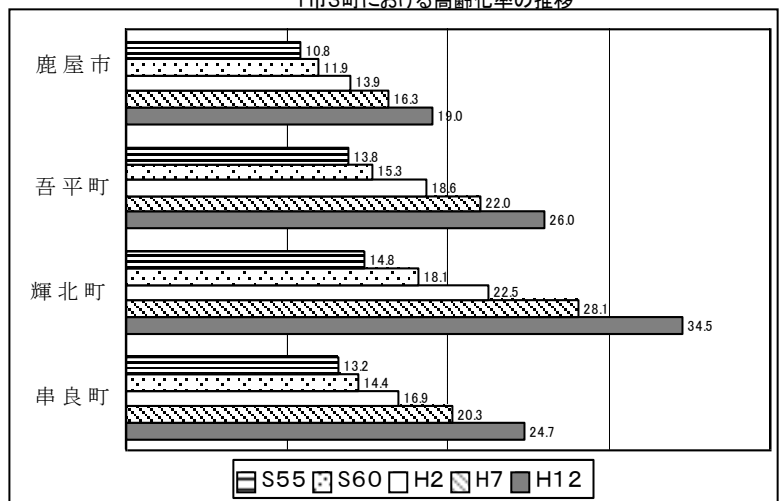




○高齢化率(65歳以上人口が総人口に占める割合)は、各市町とも著しく増加しています。

○中でも輝北町では、高齢化率が30%を超える状況にあります。

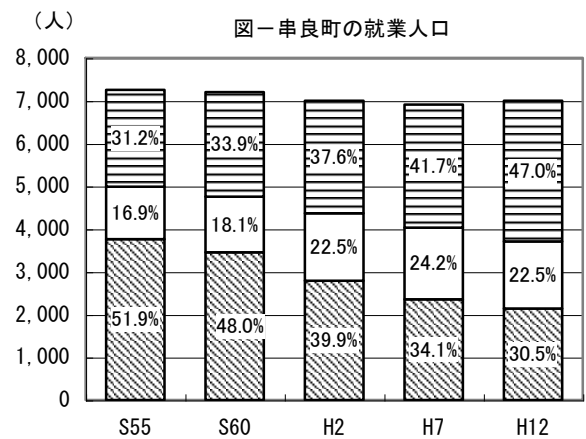
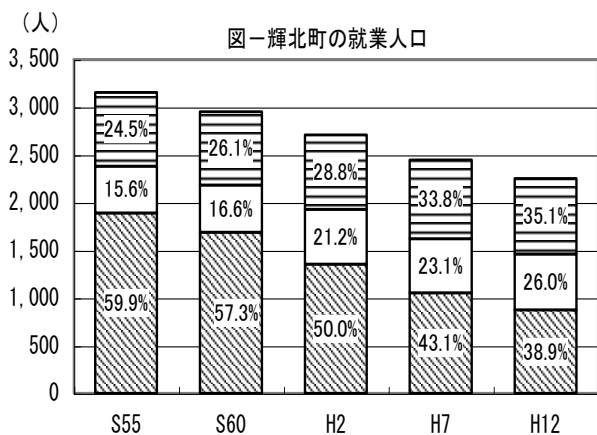
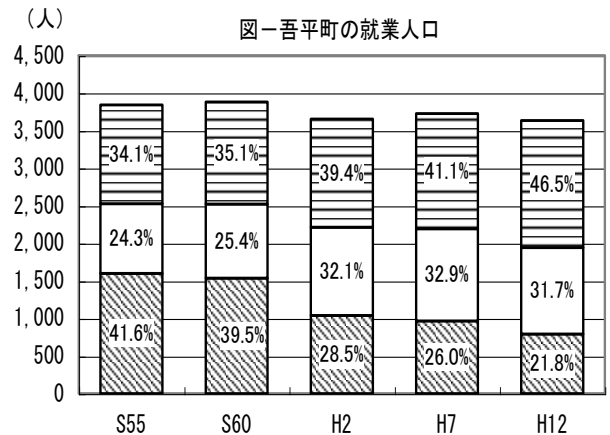
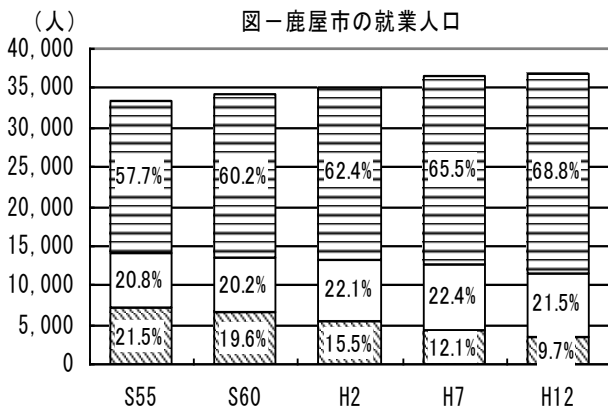
図一 高齢化率の推移



(2) 就業人口

○平成12年現在の就業人口は、鹿屋市が36,823人、吾平町が3,634人、輝北町が2,253人、串良町が6,966人となっており、各市町とも、第1次産業人口比率の減少、第3次産業人口比率の増加が顕著に見られます。

○第1次産業人口比率は輝北町で40%弱と高くなっており、第3次産業人口比率は鹿屋市で70%弱と高くなっています。



■ 第1次産業 □ 第2次産業 ▨ 第3次産業



(3) 各市町の総合計画における将来像・基本方針

各市町の総合計画では、まちづくりの方向性を以下のとおり掲げています。

1市3町の総合計画における将来像・基本方針

	鹿屋市	吾平町	輝北町	串良町
計画名	第三次鹿屋市 長期総合開発計画	第四次吾平町総合振興 計画	第四次輝北町総合振興 計画	第二次串良町総合振興 計画
将来像	<b>「健康・スポーツ都市 かのや」の創造</b>	<b>「住んでよし 心やすらぐ美里吾平」 の創造</b>	<b>「宇宙と大地と森の 恵みにあふれた 美しいふるさと輝北」</b> ときめきハイランド輝北	<b>「国際性豊かで 水とみどり・花ごころ の郷をめざして」</b>
基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人・いきいき かのや           <ul style="list-style-type: none"> <li>・健やかで安心して暮らせるまちづくり</li> <li>「健康づくりの推進」</li> <li>「豊かな福祉社会の創造」</li> <li>・心豊かでたくましく生きる人づくり</li> <li>「生涯学習社会の創造」</li> <li>「文化活動の促進」</li> <li>「スポーツの振興」</li> <li>「国際交流・協力の促進」</li> </ul> </li> <li>●まち・いきいき かのや           <ul style="list-style-type: none"> <li>・快適な生活空間づくり</li> <li>「調和のとれた土地利用」</li> <li>「交通体系の整備促進」</li> <li>「居住環境の整備促進」</li> <li>「高度情報化への対応」</li> <li>・人と自然にやさしいまちづくり</li> <li>「快適環境の創造」</li> <li>「安全な市民生活の確保」</li> </ul> </li> <li>●産業・いきいき かのや           <ul style="list-style-type: none"> <li>・生き生きとした産業の展開するまちづくり</li> <li>「たくましい農林水産業の確立」</li> <li>「地域経済を支える工業の振興」</li> <li>「大隅の拠点としての商業機能の充実」</li> <li>「魅力ある観光地の創造」</li> <li>「雇用の場の確保」</li> </ul> </li> <li>●まちづくりの推進体制           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民と協働するたくましい行政づくり</li> <li>「健全で効率的な行財政の確立」</li> <li>「市民参加によるまちづくり」</li> <li>「広域行政の推進」</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康で安心して暮らせるまちづくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉の向上</li> <li>・健康づくりの推進</li> <li>・安全な町民生活の確保</li> <li>・快適な生活環境の整備</li> <li>・交通体系及び地域情報システムの整備</li> </ul> </li> <li>●豊かで活力ある産業の振興           <ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力的で環境にやさしい農業の振興</li> <li>・林業の振興</li> <li>・農業体験及び滞在型観光の振興</li> <li>・地域雇用を支える工業の振興</li> <li>・活力ある商業の振興</li> </ul> </li> <li>●21世紀をひらく人づくりと文化づくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい時代を担う学校教育の充実</li> <li>・豊かな人生をひらく社会教育の充実</li> <li>・地域文化活動の推進</li> <li>・地域スポーツ交流の促進</li> <li>・国際交流の促進</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●美しくうるおいのある生活空間の中で健康な生活がおくれるまち           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然と田園のゆとりを生かした美しい生活空間づくり</li> <li>「田園に囲まれたゆとりある居住空間の提供」</li> <li>「安全な水資源の確保と安定的な供給」</li> <li>「自然と共生した快適でうるおいのある地域環境の創造」ほか</li> <li>・安心して健康に暮らせるぬくもりある社会づくり</li> <li>「自ら進んで取り組む健康づくり活動の推進」</li> <li>「バリアフリーの心で支え合う地域福祉の推進」</li> <li>「高齢者が元気に活躍できる生涯現役の社会づくり」ほか</li> </ul> </li> <li>●様々な形態の農林業が行われ、関連する産業が発展したまち           <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林業を中心とする多彩な産業づくり</li> <li>「大地の健康を守り、人々の健康を支えるヘルシー農業の推進」</li> <li>「農林業を中核とする新たな地域産業・企業の育成」</li> <li>「自然や地域産業を活用した体験型農村観光の推進」ほか</li> </ul> </li> <li>●自らが学び、自らが行動する活力あるコミュニティがあるまち           <ul style="list-style-type: none"> <li>・個性と主体性を持った人材を育む生涯学習のまちづくり</li> <li>「学校・家庭・地域社会による個性を尊重する教育の推進」</li> <li>「自ら進んで楽しく参加する生涯学習活動の推進」</li> <li>「質の高い文化を享受できる環境づくり」ほか</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●豊かでゆとりある産業のまちづくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・低コスト高品質農業・創意工夫</li> <li>・魅力ある商店街環境の整備</li> <li>・特性や資源を活かした観光開発</li> </ul> </li> <li>●思いやる心がふれあうまちづくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な社会福祉対策の推進</li> <li>・健康づくり・体力づくりの積極的な展開</li> <li>・安全で衛生的な生活環境の確保</li> </ul> </li> <li>●快適で人にやさしいまちづくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康で文化的な生活環境の確保</li> <li>・うるおいのある都市環境づくり</li> <li>・高速交通ネットワークの整備を促進</li> </ul> </li> <li>●町をうるおす心豊かな教育文化のまちづくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立できる幼児の健全育成</li> <li>・学校・家庭・地域社会が一体となった教育の推進</li> <li>・町をうるおすたくましい体づくり</li> </ul> </li> <li>●健全な行財政でまちづくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的・効率的な行財政運営</li> <li>・自治活動の充実と住民の行政参加意識の高揚</li> <li>・地域の相互交流や緊密な連携</li> </ul> </li> </ul>

#### (4) 1市3町の特性

新市を構成する1市3町の地域特性、特色ある施設等は、以下のとおりです。

	地域特性	特色ある施設等
鹿屋市	<p>明治以降、郡役所・裁判所・税務署等の行政機関が置かれ、以来大隅地域の行政・経済・教育・文化の中心として都市機能の集積が進み、人口約8万2千人を擁する大隅半島の拠点都市として発展を続けています。近年、鹿屋体育大学、国立大隅少年自然の家、県民健康プラザ等の健康・スポーツに関する特色ある機関・施設が整備・集積してきており、これらを生かして、都市を構成する人、まち、産業のすべての要素が健康で、様々なスポーツが展開する「健康・スポーツ都市かのや」の創造を目指した取り組みを進めています。</p> <p>また、日本一と評されるかのやばら園を中心に「ばらを活かしたまちづくり」に取り組むなど様々な観光資源等を活用した交流の促進による地域活性化を推進しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿屋体育大学</li> <li>・国立大隅少年自然の家</li> <li>・県民健康プラザ</li> <li>・アジア・太平洋農村研修村（研修センター・民族館）</li> <li>・かのやばら園</li> <li>・海上自衛隊鹿屋航空基地</li> <li>・鹿屋航空基地史料館</li> <li>・鹿屋市観光物産総合センター</li> <li>・高須ウォーターフロント</li> <li>・グリーンカントリー高隈</li> <li>・鳴之尾牧場</li> <li>・大隅湖（漕艇場・高隈ダム）</li> <li>・高須・浜田海水浴場</li> </ul>
吾平町	<p>県下の神代三山陵のひとつである吾平山上陵のある歴史の古い町であり、吾平山上陵の神々しく清らかで美しい景観がまちづくりの精神に生かされています。</p> <p>また、「安心・安全」な農産物の生産や地元の農産物を使用した加工品の製造など地産地消の取り組みも特徴のひとつです。</p> <p>さらに、平成6年の県立大隅広域公園の開園を機に観光農園が開設され、平成10年オープン「吾平町物産館」、「湯遊ランドあいら」や始良川等の様々な観光資源を生かした観光・交流事業も積極的に取り組んでいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吾平山上陵</li> <li>・県立大隅広域公園</li> <li>・吾平町物産館</li> <li>・湯遊ランドあいら</li> <li>・黒羽子・角野観光農園</li> <li>・始良川桜堤遊歩道</li> <li>・始良川カヌー競技施設</li> <li>・福師岳ふれあいの森</li> </ul>
輝北町	<p>古くから牛馬の産地として栄え、昭和の合併時にも中国の馬の産地であった「驪北」を引用し、輝北町と命名されています。合併時約1万人いた人口は、経済成長期における都市部への流出や近年の少子高齢化の急速な進展に伴い激減してきています。このような中、基幹産業である農業をさらに推進するため、農業基盤の整備や畑地かんがい施設（輝北ダム）の整備、農業研修生の受入による農業後継者の育成など、様々な施策を講じています。</p> <p>また、生涯現役を合い言葉に「シルバー人材センター」を設立し、高齢者等の雇用の確保などに努めています。</p> <p>さらに、日本一星がきれいに見える町としての自然環境を生かして、天文台「輝北天球館」を核に内外への情報発信や、自然エネルギーを活用した風力発電施設など、様々な観光資源による都市部との交流を促進し、地域の活性化に取り組んでいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きほく上場公園</li> <li>・輝北天球館</li> <li>・ふれあいの森</li> <li>・輝北ウインドファーム（風力発電：風車）</li> <li>・輝北歴史民俗資料館</li> <li>・輝北ダム</li> <li>・輝北町農業研修施設</li> </ul>
串良町	<p>和銅6年に著された大隅風土記に大隅郡串ト郷と記されるなど、古くから繁栄を誇ってきた地であり、豊かな歴史と郷土文化に恵まれています。美しい自然と歴史に恵まれた町という誇りを持ち、広い視野と郷土愛をもって明るく豊かなまちづくりを進めるべく、様々な施策を講じていますが、昭和30年に1万8千人あった人口は、1万4千人弱に減少し、過疎化や高齢化の進行が見られます。</p> <p>このような中、新かごしま百景に選ばれた桜の名所「平和公園」や甘ずっぱい香り漂う「オレンジパーク串良」などの既存資源や産業特性を生かした交流事業への取り組み、ジョギング大会の開催や町外にある温泉利用券の無料配付などによる、町民の健康増進や医療費の軽減に向けた取り組みを行うなど、積極的に地域の活性化を推進しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・串良平和公園</li> <li>・串良平和アリーナ</li> <li>・アクアゾーンくしら</li> <li>・大塚山公園</li> <li>・オレンジパーク串良</li> <li>・下小原池公園（ログハウス）</li> <li>・土持堀の深井戸</li> <li>・山宮神社</li> <li>・県農業試験場大隅支場</li> <li>・県バイオテクノロジー研究所</li> <li>・中山池公園</li> </ul>

図一 特色ある施設等の分布



## 2. 新市のすがた

新市は、錦江湾に面した美しい海岸線、森林生物遺伝資源保存林に指定されている壮大な高隈山系、日本一の星空などの豊かな自然や吾平山上陵をはじめとする多くの史跡に恵まれており、国立大学では唯一の体育系単科の国立大学法人である鹿屋体育大学や野外活動を中心とする青少年育成等の拠点である国立大隅少年自然の家、県民の健康づくりの拠点施設である県民健康プラザ、串良平和アリーナ、湯遊ランドあいら等の健康・スポーツに関する機関・施設等が集積しているとともに、かのやばら園や県立大隅広域公園、きほく上場公園、大塚山公園等のレジャー・レクリエーション施設等も数多く整備されています。

また、アジア・太平洋農村研修村や民間団体等による草の根の国際交流活動等、東・東南アジアを中心とした諸外国との交流が盛んであるなど、様々な地域特有の要素を生かした多種多様な交流が行われています。さらに、国・県等の機関、商業施設、文化、教育施設等が集積していること、東九州自動車道と大隅縦貫道の整備が近年予定されている交通の要衝地であることに加え、県都鹿児島市と九州新幹線、鹿児島空港、中核国際港湾である志布志港を連絡する国道の結節点が近傍にあるなど、大隅地域の中心的な都市としての機能・役割を果たしています。

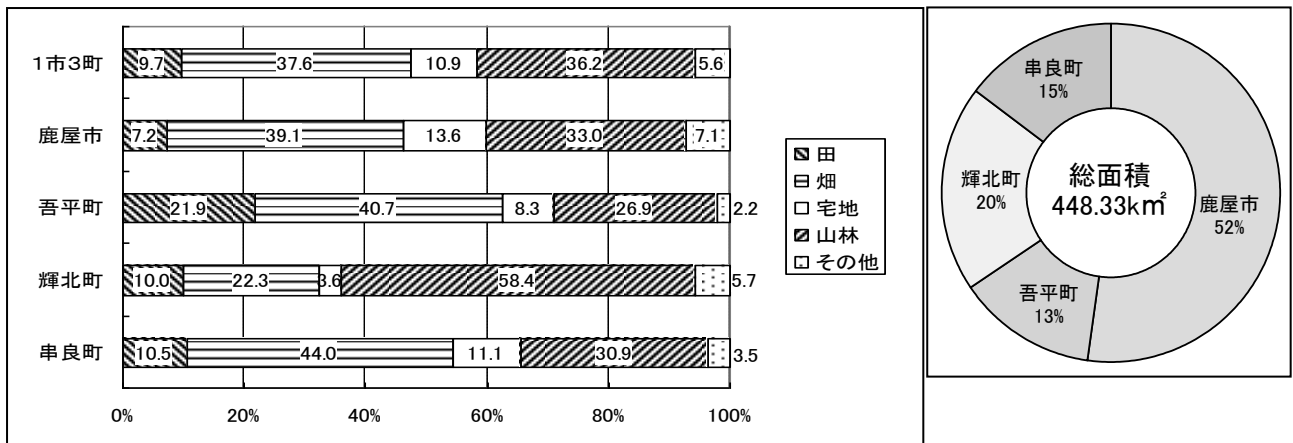
### (1) 地 勢

○市域北部には、日本の自然百選にも選ばれている壮大な高隈山系が連なり、市域北東部は山林地帯となっています。また、その南側には国営第1号の畑地かんがい施設をもつ笠野原台地や肝属平野が広がり、市域中央部にかけて平坦地が続いています。市域西部は、錦江湾に面しており美しい海岸線が見られます。また、市域南部は、神代三山陵の一つである吾平山上陵を有する山林地帯となっています。

### (2) 面 積

○新市の面積は448.33 km<sup>2</sup>であり、鹿児島県総面積9,133.02 km<sup>2</sup>の約5%を占めています。

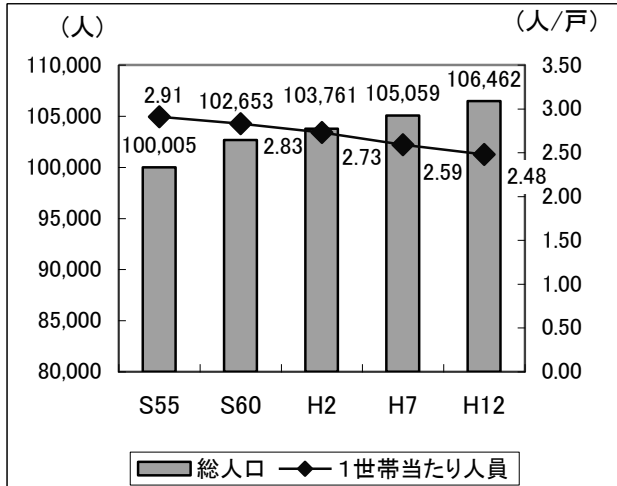
○評価総地積を見ると、田・畑・山林などの自然的土地利用が全体の約8割を占めています。



### (3) 人口

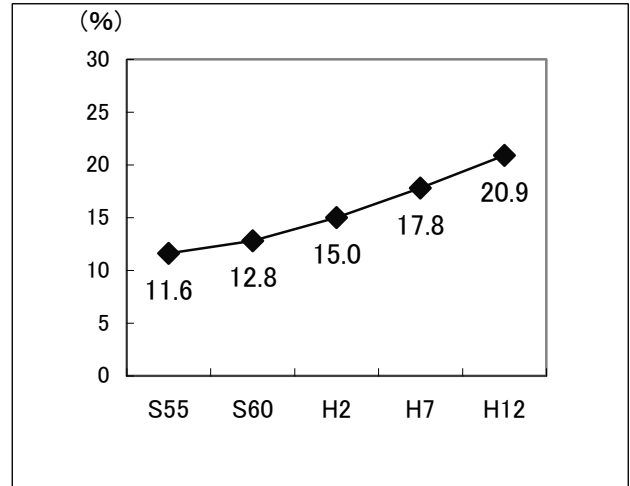
- 平成 12 年国勢調査における新市の人口は 106,462 人となっており、年々増加する傾向が見られます。
- 1 世帯当たり人員は、昭和 55 年には 2.91 人／世帯でしたが平成 12 年には 2.48 人／世帯と減少しており、核家族化の進行がうかがえます。
- 高齢化率（65 歳以上人口が総人口に占める割合）は著しく上昇しており、平成 12 年には全国平均の 17.3%を上回る 20.9%となっています。

図一人口と1世帯当たり人員の推移



※国勢調査結果

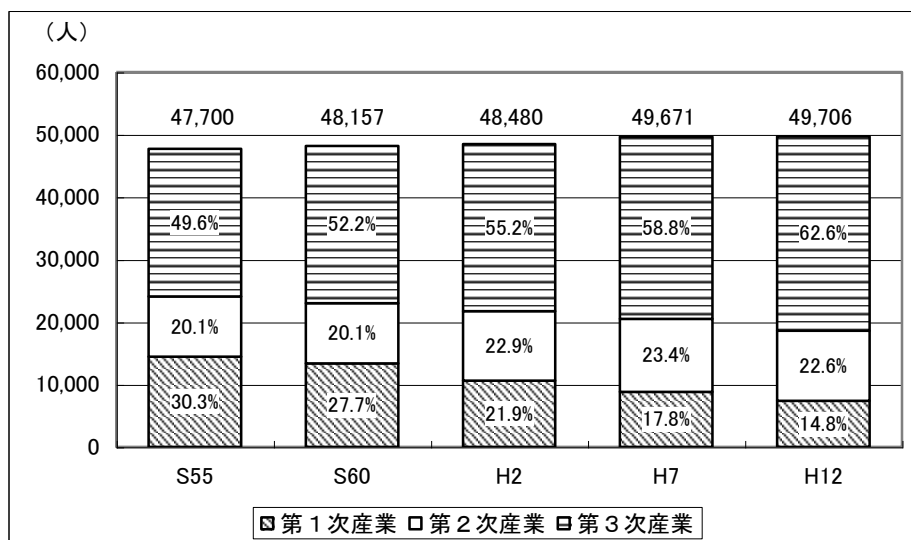
図二高齢化率の推移



※国勢調査結果

### (4) 就業人口

- 新市の就業人口は、年々増加する傾向が見られ、平成 12 年には 49,706 人となっています。
- 平成 12 年国勢調査における新市の産業別人口比率は、第 1 次産業が 14.8%、第 2 次産業が 22.6%、第 3 次産業が 62.6%となっており、第 1 次産業は減少、第 3 次産業は増加する傾向にあります。



※国勢調査結果(分類不能は第 3 次産業に含む)

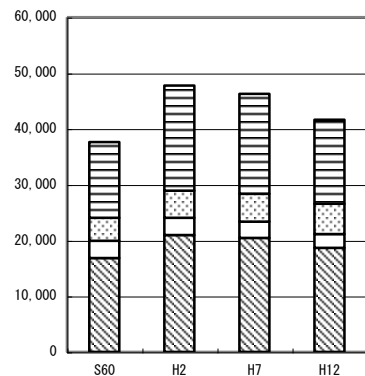
## (5) 産 業

新市は、第1次産業を基幹産業としており、温暖な気候と豊かな資源を生かしたさつまいも、茶、園芸作物などの栽培をはじめ、養豚、肉用牛等の畜産、錦江湾を活用した養殖漁業、串良町のうなぎ養殖等の水産業など、県内有数の食料供給基地を形成しています。

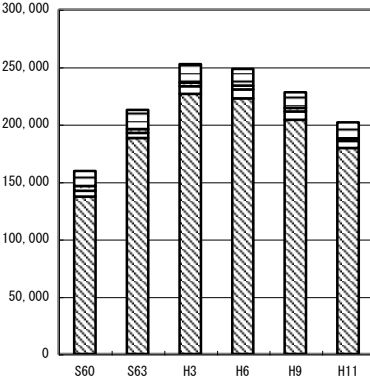
また、産業別純生産では、第3次産業が全体の7割以上を占めており、大隅地域の中核的な商業地域としての機能も果たしています。このほか、IT関連、金型、食品加工などの製造業の立地も進んでいます。

市町名	産業特性
鹿屋市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国営初の畑地かんがい事業によって整備された広大な笠野原台地を生かしたさつまいも、茶、園芸作物等の生産や養豚をはじめとする畜産業が盛んです。</li> <li>○特に、青果用さつまいも、白ネギ、茶、葉たばこ、新テッポウユリを戦略作物として、重点的に生産を振興しています。</li> <li>○水産業ではカンパチ養殖が日本有数の漁獲高を誇っています。</li> <li>○鹿屋内陸工業団地を中心に、IT関連や運送業、食品加工業などの工場立地が進んでいます。</li> <li>○産業別純生産では、第3次産業が8割以上を占めています。</li> </ul>
吾平町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○肉用牛生産をはじめとする畜産と米、さつまいも、カボチャなどの野菜との複合経営が盛んであり、作物生産の特徴として「安心・安全」を基本としています。</li> <li>○また、高収益のピーマン、ナスの施設園芸団地の導入により若者に魅力ある農業の取り組みも行われています。さらに、観光農園では多種多様な作物の生産により周年型観光農園の取り組みがされています。</li> <li>○筆記具用品、金型、自動車用組電線製造の誘致企業が順調に業績を伸ばしています。</li> </ul>
輝北町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基幹産業は農業であり、中でも肉用牛の生産が盛んであるが、養豚においてはスターポークの銘柄が確立されるなど、畜産業が大半を占めています。また、さといもやゴボウ、施設菊なども生産されています。さらに、農業公社による農作業の受委託システムや農業担い手を確保するための農業研修生の制度化がなされています。</li> <li>○地元産材を原料とする木材工場が誘致企業として立地しています。</li> <li>○産業別純生産では、第1次、第2次、第3次産業、それぞれ2割、3割、5割となっています。</li> </ul>
串良町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国営初の畑地かんがい事業によって整備された広大な笠野原台地を生かしたさつまいも、露地野菜、園芸作物等の生産や南部に広がる水田地帯での水稻の生産が盛んです。</li> <li>○和牛生産や養豚を中心とした畜産業も盛んで、農業の基幹部門の中で大きなウエイトを占めています。</li> <li>○温暖な気候と豊富な水資源を活用した「うなぎの養殖」が営まれ、特産品となっています。</li> <li>○工業では進出企業7社、地場企業2社があり、食品加工業などが営まれています。</li> <li>○産業別純生産額では、第3次産業が6割以上を占めています。</li> </ul>

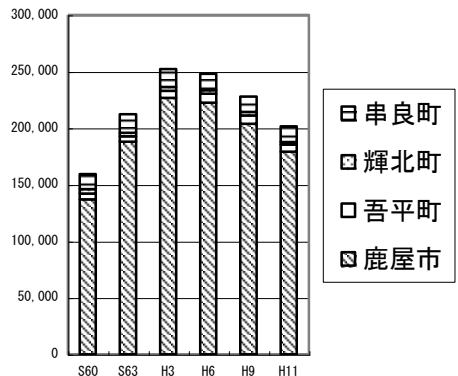
図一 農業産出額の推移 (デフレーター補正值)  
(百万円)



図二 商品販売額の推移 (デフレーター補正值)  
(百万円)



図三 商品販売額の推移 (デフレーター補正值)  
(百万円)



※鹿児島県農林水産統計年報、鹿児島県の工業、商業統計表(デフレーター補正值は、卸売物価指数・消費者物価指数をもとにH12=100とした場合の値)

人と自然、地域の恵みが響きあう  
健康交流都市



### Ⅲ. 主要指標の見通し

---

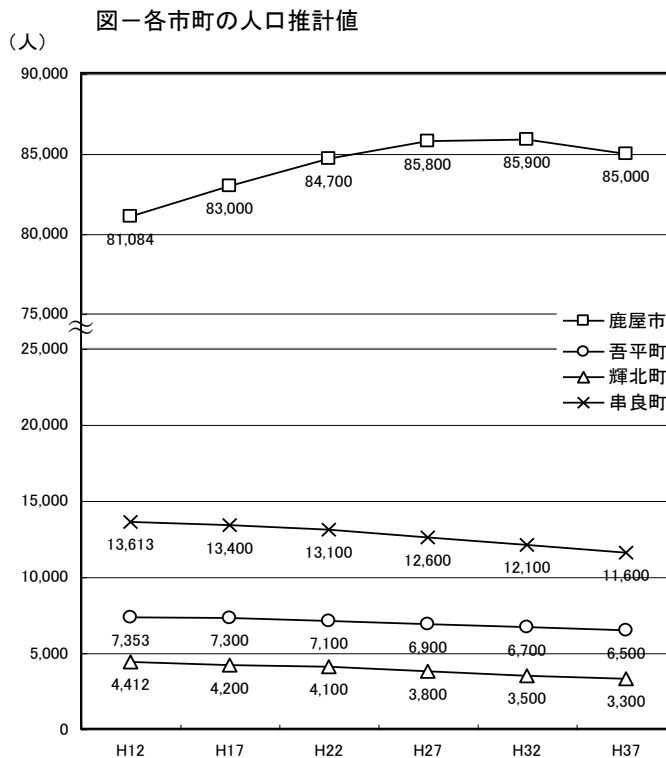




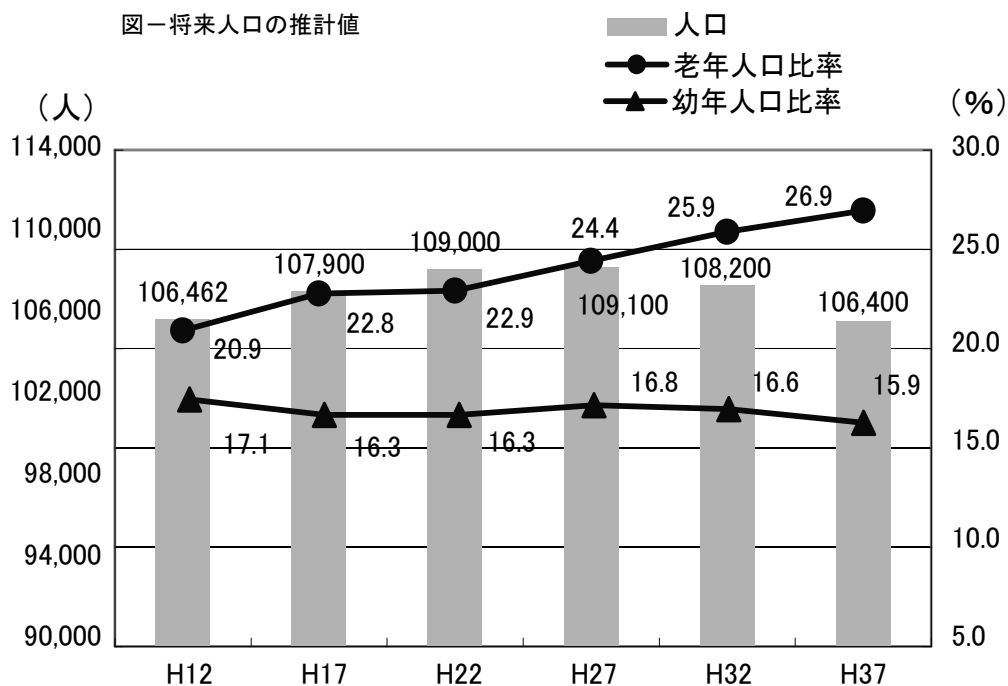
### Ⅲ. 主要指標の見通し

#### 1. 人口の見通し

- 過去の国勢調査人口をもとに、※コーホート変化率法を用いて将来人口を推計すると、新市の人口は、平成 27 年ごろまでは増加しますが、その後は減少に転じると予想され、平成 27 年には約 10 万9千1百人、平成 37 年には約 10 万6千4百人になると推計されます。
- また、幼年人口比率(総人口に占める 15 歳未満人口率)は、増減を繰り返しながらも、徐々に減少し、平成 22 年には 16.3%、平成 37 年には 15.9%になると推計されます。
- 一方、老年人口比率(総人口に占める 65 歳以上人口率)は、平成 12 年現在は 20.9%ですが、年々増加し、平成 22 年には 22.9%、平成 37 年には 26.9%になると推計されます。



※コーホート変化率法…同年または同期年に出生した集団(コーホート)ごとの変化を用いて人口を推計する方法。

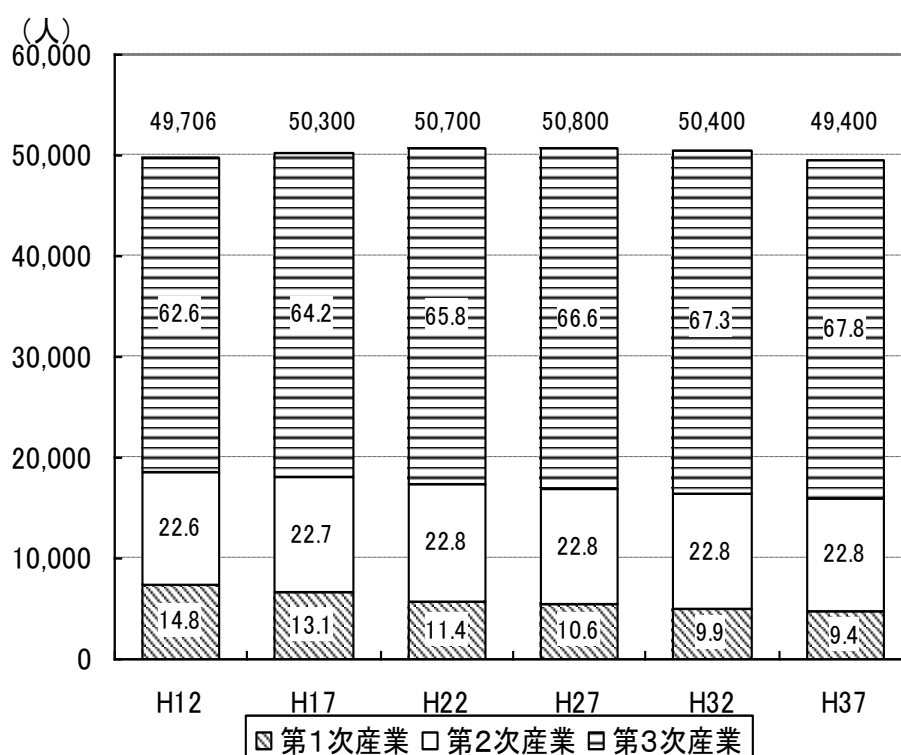


## 2. 就業人口の見通し

○新市の就業人口は、平成 27 年ごろまでは増加しますが、その後は減少に転じると予想され、平成 27 年には約 5 万 8 千人、平成 37 年には 4 万 9 千 4 百人になると推計されます。

○また、産業人口比率は、第 3 次産業人口比率が増加する一方、第 1 次産業人口比率は減少することが予想されます。

図－新市の産業構造



人と自然、地域の恵みが響きあう  
健康交流都市



## IV. まちづくりの基本方針

---



## IV. まちづくりの基本方針

### 基本理念

#### 『南の大地から未来へはばたく 自立都市の創造』

- 目標(1) 新市の特性・資源を生かした魅力と活力を創出するまちづくり
- 目標(2) 南九州の拠点都市として人・物・情報が行き交う交流のまちづくり
- 目標(3) 域内外との連携・交流を支える一体性のあるまちづくり
- 目標(4) 豊かな自然を守り育む環境にやさしいまちづくり
- 目標(5) すべての市民が健やかで安心して暮らせるまちづくり
- 目標(6) 自ら学ぶ地域の担い手を育成するまちづくり
- 目標(7) 市民と行政が協働するまちづくり

### 新市の将来像

#### 『人と自然、地域の恵みが響きあう健康交流都市』

### まちづくりの基本方針

- 方針① 活力ある産業が展開する経済自立のまちづくり【産業振興】
- 方針② 安心・安全な暮らしのあるまちづくり【防災・生活環境】
- 方針③ 豊かな自然を次代に引きつぐ環境共生のまちづくり【環境保全】
- 方針④ 地域の風土・個性を生かして豊かな心を育むまちづくり【教育・文化】
- 方針⑤ 人・もの・地域を結ぶ快適で利便性の高いまちづくり【都市基盤整備】
- 方針⑥ 地域で支えあう健やかで心のかようまちづくり【保健・医療・福祉】
- 方針⑦ 市民と行政が協働する市民が主役のまちづくり【市民参画・行財政改革】

## 1. 基本理念

### (1) 基本理念

#### 基本理念

### 『南の大地から未来へはばたく 自立都市の創造』

1市3町はこれまで、それぞれが持つ数多くの固有の資源や特性を生かした個性あるまちづくりを進め、地域の人々の生活や経済を支えてきました。

新市は、これらの取り組みによる成果や個性を十分に尊重しながら、都市機能が持つ生活の利便性と自然環境の良さを兼ね備え、新しい時代の価値観を踏まえた南九州の拠点都市として発展していくために、合併効果を生かした新たなまちづくりを総合的、一体的に進め、すべての市民がより高い水準の行政サービスを受用できる社会の実現を目指す必要があります。

そのため、これらの地域資源などの有機的なネットワーク化を図り、新市の財産として共有するとともに、各地域の役割分担のもと11万人都市が持つ可能性を最大限に生かして、様々な魅力の創出や交流人口の増加による地域活性化を促進していかなければなりません。

また、構造改革や規制緩和、そして地方分権が進む中では、これまでの国や県に頼ったまちづくりではなく、市民、産業、行政などの都市を構成するすべての要素が、自らの責任において自ら決定できる真に自立したまちづくりを進めていくことが求められています。

このようなことから、1市3町の市民や地域の\*コミュニティ組織、恵まれた自然や歴史、風土、個性あるまちを支えてきている産業や特色ある施設など、地域がもつ潜在的な力を結集・融合させ、新しい時代に対応する自立した都市の形成を図ることにより、大隅半島から元気に力強く情報発信をし、飛躍することを目指して、『南の大地から未来へはばたく 自立都市の創造』をまちづくりの基本理念とします。

**「南の大地」**…市民や地域のコミュニティ組織、地域の誇る豊かな自然(山、海岸線、空)、多様ないのち(自然、動物、人間)、歴史、風土、産業、特色ある施設など、1市3町がもつすべての資源・個性を結集・融合させ、生かすまちづくりを推進します。

**「未来へはばたく」**…1市3町の資源や個性を最大限に生かし、この大隅半島の大地から未来に向かって力強くはばたく、真に自立したたくましいまちづくりを進めます。

**「自立」**…新たな産業の創造や大隅半島の拠点都市としての可能性などを生かすことにより、地域の活力の再生を図り、新しい時代に対応できる自立したまちづくりを推進します。

※コミュニティ組織…一定の地域に居住し共通の感情をもつ人々の集団のこと。ここでは、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体のこと。

## (2) 基本目標の設定

基本理念『南の大地から未来へはばたく 自立都市の創造』を達成していくための基本目標を以下に掲げます。

### 目標(1) 新市の特性・資源を生かした魅力と活力を創出するまちづくり

1市3町の資源等を生かした産業や地域が抱える課題などを踏まえて地域経済を活性化し、若者をはじめとするすべての市民が新市に魅力を感じ、誇りを持てるまちを目標とします。

### 目標(2) 南九州の拠点都市として人・物・情報が行き交う交流のまちづくり

1市3町はこれまで地域の特性や資源を活用して様々な交流を促進してきました。新市では、これらの交流をさらに促進し、各地域の役割分担やネットワーク化のもとに各地域における交流の拠点化を進めることで、南九州の拠点都市にふさわしい域内外、国内外との様々な交流が展開するまちを目標とします。

### 目標(3) 域内外との連携・交流を支える一体性のあるまちづくり

コミュニティ組織などの域内での連携・交流の促進や、域外との人や物などの交流を支える社会基盤の整備を早期に進め、新市の市民、地域、産業が有機的に結びつく一体性のあるまちを目標とします。

### 目標(4) 豊かな自然を守り育む環境にやさしいまちづくり

豊かな大地や美しい山、水、空は、うるおいのある生活や食料供給基地としての産業振興など、新市の発展に必要不可欠な要素です。そのため、これらの恵まれた自然を確実に次代に引きつぐとともに、いつまでも美しく、持続的な発展を続ける環境にやさしいまちを目標とします。

### 目標(5) すべての市民が健やかで安心して暮らせるまちづくり

子どもから高齢者まですべての市民が相互に助け合い、ふるさとで健康に生涯暮らしていけるまち、そして地域の次代を担う子どもを産み育ていける安心なまちを目標とします。

### 目標(6) 自ら学ぶ地域の担い手を育成するまちづくり

次代の地域を担う人づくりを進めていくためには、自ら学び行動し、主体的に生きる力を養成していくことが必要です。このため、豊かな自然や歴史を生かして子どもたちを育む学習環境や地域社会、産業などを担う人材育成に積極的に取り組むまちを目標とします。

## 目標(7) 市民と行政が協働するまちづくり

合併は、1市3町の住民と行政が一体となって、改めて新しいまちづくりを考える大きな節目です。このため、合併を契機として、あらゆる行政分野において市民が参画できる環境を整え、行財政改革を強力に推進するとともに、市民と行政の協働による住みよいまちの形成を目標とします。

## 2. 将来像

まちづくりの基本理念や基本目標の達成に向けて、将来のあるべき姿を「将来像」として設定します。

新市は、錦江湾に面した美しい海岸線や緑豊かな高隈山系などの恵まれた自然、吾平山上陵をはじめとする歴史文化を育んできた地域です。

また、産業面においても温暖な気候と作物栽培条件や大規模畑地帯などの豊かな資源を生かし、生産性の維持向上が図られています。また、畜産も主幹作目として着実に進展しており、新市においては黒毛和牛の産出額が日本一となるなど、畑作、畜産、漁業などの第1次産業を基幹産業とした県内有数の食料供給基地を形成しています。

さらには、わが国唯一の体育系単科の国立大学法人である鹿屋体育大学や国立大隅少年自然の家、県民健康プラザ、串良平和アリーナ、湯遊ランドあいらなどの健康・スポーツに関連する機関・施設が集積していることや、かのやばら園や県立大隅広域公園、きほく上場公園、串良平和公園などの多くの観光資源、幅広い国際交流が行われているアジア・太平洋農村研修村など、他の地域にない特色ある交流を展開している地域でもあります。

一方、国・県の機関や商業施設、教育施設などの都市機能が集積している大隅地域の中核であるとともに、東九州自動車道、大隅縦貫道が整備中であることとあわせて、県都鹿児島市や九州新幹線への連絡口となっている垂水港や桜島港、鹿児島空港、中核国際港湾志布志港を連結する国道の結節点であるなど広域交通の要衝地でもあります。

これらの地域の個性や特色、そして市民、行政など地域が一体となって新しいまちづくりに取り組むことで、魅力にあふれ、すべての市民が愛着と誇りを持てる新市が形成されます。

このようなことから、他に類を見ない地域の特色や個性のすべてである「地域の恵み」と、まちづくりの主役である市民一人ひとりの想いや力、豊かな自然が結集・融合し、相互に連携・協働しながら、都市を構成するすべての要素が健康で、国内はもとより世界に通じる様々な交流が展開する南九州の拠点都市にふさわしい自立した都市を目指して、

### 将来像

『人と自然、地域の恵みが響きあう健康交流都市』

を将来像とします。



### 3. 基本方針

まちづくりの基本理念や将来像の実現に向けて、まちづくりを適正に進めていくためのまちづくりの基本方針を設定します。

基本方針は、「産業振興」「防災・生活環境」「環境保全」「教育・文化」「都市基盤整備」「保健・医療・福祉」「市民参画・行財政改革」に関する7つとします。

〈まちづくりの基本方針〉

#### 方針① 活力ある産業が展開する経済自立のまちづくり【産業振興】

生産基盤強化策の積極的な展開により、安全な供給体制の構築や新しい育成方法の開発などに取り組んでいくとともに、地域ブランドの確立や付加価値の高い生産体制の構築、販売・流通体制の強化を図り、活力ある産業が展開する経済自立のまちづくりを目指します。また、地域の特色を生かした魅力ある観光拠点の形成やネットワーク化などにより、域内・域外の活発な交流を通じた産業の振興を目指します。

#### 方針② 安心・安全な暮らしのあるまちづくり【防災・生活環境】

地域住民の生命と財産を守るため、消防・防災体制の充実や防犯体制の強化、交通安全対策の強化及び消費生活相談体制の充実など、安心して暮らせる体制づくりを強化します。また、治山・治水・砂防対策など、地域の安全性を確保する基盤整備の推進を図り、災害を未然に防ぐまちづくりを目指します。さらに、ごみ処理の充実や火葬場・墓地の整備・充実、河川環境の再生や環境汚染対策の検討を行い、快適な暮らしのあるまちづくりを進めます。

#### 方針③ 豊かな自然を次代に引きつぐ環境共生のまちづくり【環境保全】

豊かで美しい自然を次代に引きつぐために、行政や関係機関における保全体制を強化するとともに、循環型社会を構築することにより、環境にやさしいまちづくりを進めます。また、市民一人ひとりが環境問題への理解と認識を深めるため、地域・学校・職場・家庭など、あらゆる場における総合的な環境学習を推進します。

#### 方針④ 地域の風土・個性を生かして豊かな心を育むまちづくり【教育・文化】

地域の伝統・文化を継承する体制づくりや活動の促進を図っていくとともに、生涯学習やスポーツなど域内・域外との交流を通じた豊かな心の教育の推進、学校教育や社会教育の充実を図るなど、郷土に誇りと愛着を持ち、地域の次代を担う人材の育成を目指します。また、国際化・情報化など時代に対応した教育環境の整備を目指します。

#### **方針⑤ 人・もの・地域を結ぶ快適で利便性の高いまちづくり【都市基盤整備】**

南九州の拠点都市にふさわしい商業・アメニティ（快適性）機能の集積、工業機能の拡大・集積、定住基盤や環境の整備、利便性の高い交通ネットワークの確立、地域交流拠点の整備などを図っていくとともに、総合的・計画的な都市機能の配置を進めることにより、魅力と賑わいのある都市の形成を目指します。また、大隅地域の交通要衝地域としてのネットワークを強化し、交通利便性の高い都市としての整備を図ります。さらに、少子高齢化や情報化など時代のニーズに即応した快適で利便性の高いまちづくりを目指します。

#### **方針⑥ 地域で支えあう健やかで心のかようまちづくり【保健・医療・福祉】**

既存の施設を生かし、地域内のみならず、大隅半島全体での利用に供するよう、施設の機能充実、人材の育成などを推進し、健やかに暮らせるまちづくりの実現を図ります。また、福祉サービスの充実等も図っていくことにより、高齢者や障害者（児）だけでなく、全ての住民が安心して暮らせるまちづくりの実現を図ります。

#### **方針⑦ 市民と行政が協働する市民が主役のまちづくり【市民参画・行財政改革】**

行財政改革を推進するとともに、「市民・行政・議会の協働によるまちづくり」を推進するため、情報開示の徹底、まちづくり活動に対する市民への啓発、住民自治に対する支援体制の整備などを進め、自立したまちを実現していきます。また、新市の一体性の確保や新たな人と人との繋がりを醸成していくため、新たなイベントの開催やコミュニティ活動に対する支援体制づくり、ホームページ等を活用したコミュニケーションの促進などを図ります。

人と自然、地域の恵みが響きあう  
**健康交流都市**



## V. 基本計画

---



## V. 基本計画

### 1. まち飛躍プロジェクト

「まち飛躍プロジェクト」は、新市の将来像である『人と自然、地域の恵みが響きあう健康交流都市』の実現に向けて、新市において戦略的、重点的に取り組んでいく施策であり、新市まちづくり計画の柱となるものです。

プロジェクトの構築に当たっては、少子高齢化や過疎化の進展、地場産業の低迷など、地域課題への対応とともに、国内有数の産出額を誇る第一次産業や健康・スポーツ関連機関・施設の集積、恵まれた自然などの地域特性や資源・財産、さらには、それぞれの地域における様々な取り組みを生かしながら、地域の持つ潜在的な可能性を伸ばしていくことを主題としています。

このようなことから、「第一次産業を基軸とした新産業構造の創出」、「交流人口の増加促進による地域活性化」、「地域コミュニティの増進による新市の一体感の醸成」をプロジェクトの柱として設定しました。

プロジェクトの推進に当たっては、これら3つのプロジェクトが有機的に連携しながら、相乗効果を生み出していくことにより、新市の均衡ある発展と早期の一体性を確立し、共生しながらその中で個性を見だし、自立した南九州の新たな拠点都市の形成を目指していくものです。

#### 「食と健康のまち」プロジェクト

基幹産業である第一次産業のさらなる振興と、域内での付加価値化、新規の就業促進など、新たな産業構造を構築するとともに、健康関連産業の創出などによる地域経済の活性化を進めます。

##### 【各プロジェクトに共通する施策】

- ・ 高速交通体系の早期整備の促進
- ・ 域内外の交通ネットワークの整備推進
- ・ 情報通信ネットワークの整備促進

#### 「交流のまち」プロジェクト

恵まれた自然や観光資源、様々な地域特性や可能性を生かして、交流を促進する拠点等の整備、充実を図り、交流人口の増加促進による地域活性化を進めます。

#### 「人・まち元気」プロジェクト

新たな拠点都市の顔づくりとして中心市街地の再開発や、地域自治組織等の行政参画の促進、人材育成など、自立する元気なまちづくりを進めます。

# 「食と健康のまち」プロジェクト

～「食と健康」を通じた地域産業の振興～

豊かな自然環境を生かした畑作農業や畜産、水産業など第一次産業のさらなる振興を図るとともに、第一次産業を基軸とした加工製造過程・流通業務など新たな産業構造の創出により、わが国の食料供給基地として自立した経済基盤の確立を目指します。

## \* 生産体制強化プラン

- ・ 地場産業活性化に向けた組織体制や生産基盤の整備  
(就業・技術支援、農業法人化の推進、特区制度の活用、自然農法等に関する研究・開発、都市農漁村交流の推進、\*オーナー制度の導入、畑かん事業の推進)
- ・ 黒毛和牛の里づくりの推進
- ・ 人々の健康を支える\*ヘルシー農業の推進  
(環境にやさしい農業の展開、安心・安全な食文化の育成など)
- ・ 農林水産業・観光をともに伸ばす地域づくり  
(\*グリーン・ツーリズム、観光農園、体験農林漁業など)



## \* 加工・流通（販売）強化プラン

- ・ 中心市街地での複合交流拠点の商業機能を生かした地域内・外流通の促進
- ・ 海の恵みを生かした複合交流施設の整備  
(錦江湾交流ライン)
- ・ 食品加工団地の整備  
(食品加工・流通業の推進、国内外に向けた販売戦略の展開)
- ・ 東九州自動車道や鹿屋港等の整備効果を生かした交流拠点の整備  
(農林水産物の加工・直売、地産地消、\*ITによる販売管理システムの導入)
- ・ 人々の健康を支えるヘルシー農業の推進  
(環境にやさしい農業の推進、安心・安全な食文化の育成)
- ・ 東九州自動車道や鹿屋港等の広域交通網を生かした物流拠点の形成と流通促進
- ・ 産業道路となる主要幹線道路の整備



## \* 「食」を通じた健康づくり産業創出プラン

- ・\*健康ブランドの創出  
(安心・安全な新市ブランドの開発、食品の生産・流通過程を追跡する\*トレーサビリティシステムの構築)
- ・食品加工団地の整備  
(食品加工・流通業の推進、学校給食での地元食材の提供)
- ・健康関連産業の創出・立地促進  
(\*バイオ関連産業、健康食品加工産業等の創出・立地促進)
- ・産業道路となる主要幹線道路の整備



- ※オーナー制度・・・担い手不足で耕作が困難になっている農地等を、都市住民等の参加・協力により保全していく制度。都市住民等は区画割りされた農地等で、オーナーとして田植え等の農業体験ができる。
- ※ヘルシー農業・・・農地や農村の維持に努めながら、環境にやさしい農業の推進による、健康な農産物の生産・販売を行う農業のこと。
- ※グリーン・ツーリズム・・・緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
- ※IT・・・情報技術のこと。コンピュータやデータ通信に関する総称。
- ※健康ブランド・・・人の健康や環境にやさしい銘柄のこと。消費者ニーズの高度化や、「安全」「健康」を求める志向が強まる中で、健康あるいは環境保全という観点での農畜水産業や加工産業等の展開が求められている。
- ※トレーサビリティシステム・・・食品がいつ・どこで・どのように生産・流通されたかについて、消費者がいつでも把握できる仕組みのこと。(「トレーサビリティ」とは「追跡可能性」と訳されます。)
- ※バイオ関連産業・・・バイオ関連産業とは、バイオテクノロジー技術(従来の発酵技術や育種技術に加えて、遺伝子組換え技術、酵素工学技術、細胞工学技術、発生工学技術、たん白質工学技術などを含む)を生かして展開する産業のこと。  
第一次産業である農林水産業、第二次産業である化学・医薬品・分析機器、第三次産業である環境浄化・医療サービス・検査サービスなど、既存の産業分類上では、広い産業分野に広がっている。

地域の豊かな観光資源の掘り出しと、観光・交流拠点となる施設間の有機的な連携、「豊かな自然環境」や「食」、「ばら」、「スポーツ」などの地域資源やこれまでの取り組みを活用した交流の拡大を市民・行政・企業・大学等が一体となって進めるまちづくりを展開します。

### \* 自然・歴史等を生かした交流促進プラン

- ・ 拠点都市の顔づくり  
(中心市街地の再開発・複合交流拠点の整備)
- ・ ばらを活かしたまちづくりの推進
- ・ 高隈山系の豊かな自然に親しむことができる交流空間づくり
- ・ きほく上場公園周辺の豊かな自然を生かした交流空間づくり  
(輝北天球館、風力発電施設)
- ・ 串良の美しい桜と水を生かした癒しの郷づくりの推進
- ・ 吾平の自然と農を生かしたやすらぎ交流空間の創出
- ・ 地域資源を生かした滞在型観光の推進  
(古い民家の再生・活用、民芸品や伝統芸能を生かした交流の促進)
- ・ 廃校を活用した地域文化継承の場づくり
- ・ 大地・水・太陽など自然の恵みを大切にするまちづくり
- ・ 東九州自動車道や大隅縦貫道、鹿屋港をはじめとする陸・海・空の高速交通体系の整備促進
- ・ 国道 220 号、269 号、504 号等主要幹線道路を中心とする交通網の整備
- ・ 拠点間を周遊する交通網の整備などによるネットワーク化



### \* 「食」を生かした観光交流促進プラン

- ・ 中心市街地での複合交流拠点の商業機能を生かした地場産品等のPR
- ・ 海の恵みを生かした複合交流施設の整備 (錦江湾交流ライン)
- ・ 東九州自動車道の整備効果を生かした交流拠点の整備  
(農林水産物の加工・直売、地産地消、ITによる販売管理システムの導入)
- ・ 農業・観光をともに伸ばすためのグリーン・ツーリズムの推進、観光農園の整備  
(食を生かした食べ歩き観光)
- ・ 東九州自動車道や大隅縦貫道、鹿屋港をはじめとする陸・海・空の高速交通体系の整備促進
- ・ 国道 220 号、269 号、504 号等主要幹線道路を中心とする交通網の整備
- ・ 観光交流拠点を周遊する道路の整備、観光ルートの確立
- ・ 観光スポットを巡る公共交通の整備など、観光客の交通手段の確保





## \* スポーツ交流促進プラン

- ・鹿屋体育大学などの既存施設や人材の活用促進
- ・生涯スポーツ、競技スポーツ施設の整備  
(グラウンド・ゴルフ場等の整備)
- ・イベント、合宿等の誘致・開催  
(スポーツ施設と宿泊・研修・温泉施設等を連結するアクセスの整備)  
(鹿屋体育大学、県民健康プラザ健康増進センターとの連携によるトレーニング、スポーツ医科学プログラム等の提供、国・県や関係機関との連携によるPRの充実・強化)
- ・スポーツ交流センターの整備(新市の一元的なスポーツ交流、情報発信・管理機能の整備)



## \* 国際交流促進プラン

- ・スポーツ団体や行政・民間等による国際交流の推進
- ・\*ALT(外国語指導助手)、\*CIR(国際交流員)の配置による国際人の育成
- ・アジア・太平洋農村研修村の活用促進
- ・小中学校における外国語教育の充実



※ALT(外国語指導助手)・・・教育委員会や学校で、語学指導の仕事に携わる外国青年のこと。

ALTはAssistant Language Teacherの頭文字。ALTになるには、日本国籍を有していないこと、3年以上日本に住んだことがないことなどの条件がある。

※CIR(国際交流員)・・・地域レベルの国際化の推進、外国語教育の充実及び国際相互理解の増進を目的に、地方公共団体が外国青年を招致しているもので、職務内容により、国際交流活動等に従事する国際交流員(CIR)、中学校、高等学校等の語学指導に従事する外国語指導助手(ALT)がある。

## 「人・まち元気」プロジェクト

～新しい地区運営体制づくりと市民のコミュニケーションの促進～

地域コミュニティの形成や市民のコミュニケーションの場となる新たな拠点づくりなど、新市全体及び地域の連携・交流を促進する取り組みを進めるとともに、市民が主体となって個性ある地域づくりを推進する組織づくりや支援体制の構築等を進めます。

### \* 市民コミュニケーション促進プラン

- ・ 中心市街地の活性化による拠点都市の形成  
(市民が集い、交流を深める複合交流施設の整備・活用、子どもから高齢者まで気軽に集える交流の場づくり、まちなみの整備)
- ・ 高齢者や障害者などが利用しやすい公共交通の充実
- ・ 国道 220 号、269 号、504 号等主要幹線道路を中心とする交通網の整備
- ・ 市民自らの手によるまちづくりイベント等の開催促進

### \* 地域元気づくり促進プラン

- ・ コミュニティ活動への支援  
(地域自治組織や\*NPO、\*ボランティア活動の支援・育成)
- ・ 地域自治組織の充実 (柳谷地区の住民自治活動をモデル化)
- ・ 桜と水の癒しの郷づくりの推進 (市民と行政の協働による郷づくり)
- ・ 廃校等を活用した地域文化継承の場づくり
- ・ 生涯学習拠点の整備
- ・ 子どもの教育環境の整備
- ・ 高齢者等の生活支援の充実
- ・ 住宅地整備等による定住人口の増加促進
- ・ 自然と農に親しみ人々の心を癒す美里づくり
- ・ 歴史と伝統を生かしたまちなみ整備



### \* 新市一体となって進める行財政改革プラン

- ・ 行財政の効率化  
(本庁、総合支所の役割分担による効率的・効果的な業務推進、\*イントラネットの整備推進)
- ・ \*行政パートナー制度導入による効率的な行政運営の推進
- ・ 市民団体等への公共施設の管理運営の委託
- ・ 行財政改革推進のための市民参画による協議会等の設置

※NPO …NPOとは、Nonprofit Organizationの略で、通常は民間非営利組織と呼ばれている。株式会社や営利企業とは違い、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せず、次の活動の費用にする。

※ボランティア …自発的に事業などに参加する人。

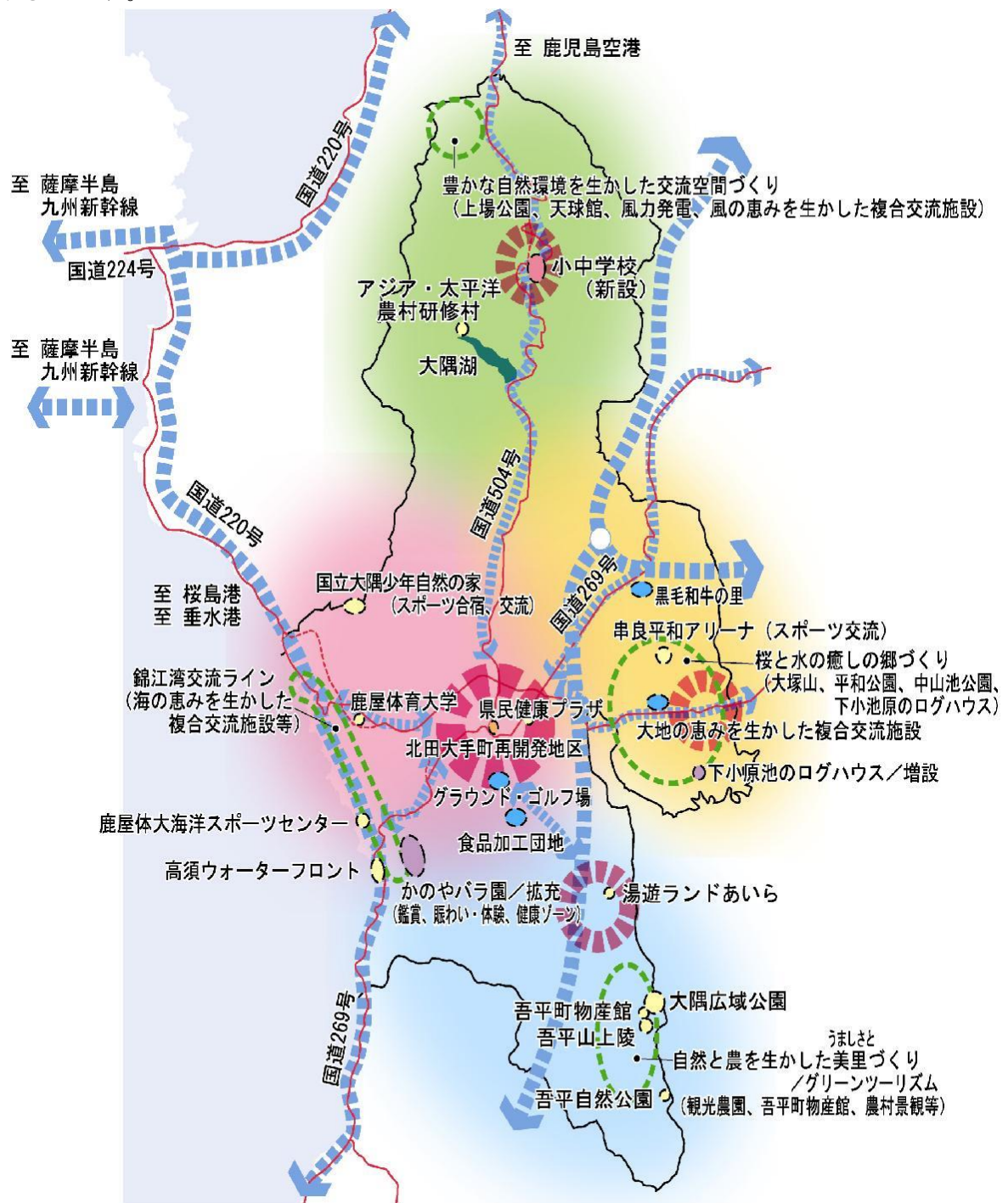
※イントラネット …インターネット技術を活用した庁内(企業内)情報ネットワークのこと。

※行政パートナー制度…行政と市民の協働を具現化するため、市民が行政の一部に有償ボランティアとして従事することができる制度。

## 2. 地域別の取り組み

地域別の取り組みは、各地域の固有の歴史や風土、資源・財産、さらには、それぞれの地域におけるこれまでの取り組みを生かしながら、新市において戦略的、重点的に取り組んでいく「まち飛躍プロジェクト」を構成する施策・事業や、主要な取り組みを位置づけたものです。

取り組みの推進に当たっては、新市の将来像の実現というひとつの目標に向かって、それぞれの地域が役割を担うとともに、有機的に連携していくことにより、相乗効果と融合を生み出し、新市の均衡ある発展と早期の一体性の確立を目指していくものです。



## ① 中心部エリア

本地域は、南九州の拠点都市として、また、新市の中心としてふさわしい都市機能の集積を図る必要がある地域です。

### 【地域の特性等】

- ・行政・経済など大隅地域の中心都市
- ・合同庁舎、県民健康プラザ等各種公共機関・施設が集積
- ・国道 220 号、269 号、504 号等域内外を連絡する交通の要衝地
- ・中心市街地の求心力や魅力の低下が課題
- ・かのやばら園やアジア・太平洋農村研修村等の観光交流施設が集積
- ・北側には森林生物遺伝資源保存林等を有する高隈山系、西側には美しい海岸線がある
- ・健康スポーツの促進に向けた積極的な取り組み

### 【地域の可能性】

- ・南九州の拠点都市としての位置づけ強化
- ・さらなる都市機能の集積による魅力や求心力の向上
- ・中心市街地においては、新市の一体感醸成の中心となるコミュニケーション拠点づくり
- ・ばらや海岸線といった地域資源を生かした観光・交流の促進、景観づくり
- ・集積する健康スポーツ・観光・交流資源を生かした交流の促進

### 中心部エリアの取り組み方針

#### ～ 南九州の拠点・新市の顔づくり ～

- 中心市街地の活性化による拠点都市の形成
- ばらを活かしたまちづくり
- 錦江湾交流ラインの形成
- 健康スポーツ交流拠点の整備
- 地場産業活性化に向けた組織体制等の整備
- 食品加工団地の整備
- 健康関連産業の創出・立地促進
- 交通網の整備
- 国際交流の推進

### ●中心市街地の活性化による拠点都市の形成

中心市街地の中核として、市民の芸術、文化活動や健康づくり活動等の振興をはじめ、様々な交流を促進する複合交流拠点を整備するとともに、市街地の再開発を推進し、南九州の拠点都市にふさわしい都市機能を備えたエリアの形成を進めます。また、複合交流拠点の商業機能を生かした地産地消の取り組みを推進します。【食と健康のまち、交流のまち、人・まち元気プロジェクト】

- ・ 中心市街地活性化事業の推進
- ・ 北田大手町市街地再開発事業の推進
- ・ 複合交流拠点の整備  
（総合福祉拠点の整備、スポーツ交流センターの整備、芸術・文化・学習振興拠点の整備と文化事業の充実、情報発信拠点の整備、産業振興・雇用促進拠点の整備）
- ・ まちなみ整備の推進

### ●ばらを活かしたまちづくり

日本一のばら園を市民総出で創造し、シンボルとしてのばらを全国へ、世界へ発信し、交流人口の拡大を図るとともに、ばら園との連携等による周辺地域の活力と魅力の向上を図ります。【交流のまちプロジェクト、人・まち元気プロジェクト】

- ・ かのやばら園の機能充実
- ・ ばら園周辺ゾーンの整備（農場レストランや物販施設、観光農園等の整備）
- ・ 波及効果計画の推進

（ばらを活かした道路景観の整備、まちづくりボランティアの育成、ばらの加工・販売、ばらのまちかのやのPR）

### ●錦江湾交流ラインの形成

錦江湾沿いに交流・レクリエーション機能を配置するとともに、かのやばら園との連携により、九州新幹線を利用した来訪者等を誘引するなど、海の幸や景観等の地域資源を満喫できる『錦江湾交流ライン』の形成を図ります。【食と健康のまち、交流のまちプロジェクト】

- ・ かのやばら園の機能拡充
- ・ 海の恵みを生かした複合交流施設等の整備（海の公園づくり）

### ●健康スポーツ交流拠点の整備

鹿屋体育大学や県民健康プラザ等、既存の健康・スポーツ施設の利・活用を図り、市民の元気拠点とするとともに、日本一のグラウンド・ゴルフ場の整備など、各種生涯スポーツ、競技スポーツ施設の整備を進めます。また、鹿屋体育大学や県民健康プラザの機能を生かした医科学プログラムの提供などスポーツを通じた交流拠点の整備を進めます。【交流のまちプロジェクト】

- ・ グラウンド・ゴルフ場等の整備

### ●地場産業活性化に向けた組織体制等の整備

第一次産業の振興と農漁村活性化等を担う中核的な組織体制の整備を図り、農畜水産業の技術支援や就業支援の拠点とするとともに、加工・流通の促進、諸研究機関などと連携を図った試験研究、地域雇用の促進、地域ブランドの確立、大都市と農漁村交流を促進します。【食と健康のまちプロジェクト】

- ・ 産業の活性化のための拠点となる組織体制の整備  
（就業・技術支援、自然農法等に関する研究・開発、トレーサビリティシステムの確立、都市農漁村交流の推進、オーナー制度の導入農業の推進）
- ・ 生産から加工、流通までの一体的な取り組みによる健康ブランドの確立
- ・ 戦略的な農水産物の生産振興

- ・ 第一次産業における新規就業者の増加促進  
(構造改革特区の活用や、農業法人化の推進などによる就業者の確保)

### ●食品加工団地の整備

循環型農畜産業や加工システムを構築し、安心・安全な新市ブランドづくりとPRを図るとともに、国内市場はもとより国際市場の開拓等による販路拡大、食品の生産・流通過程を追跡するトレーサビリティシステムの構築を進める食品加工団地の整備を図ります。【食と健康のまちプロジェクト】

- ・ 食品加工団地の整備  
(食品加工・流通業の推進、新市ブランドの開発、国内外に向けた販売戦略の展開、食品の生産・流通過程を追跡するトレーサビリティシステムの構築、学校給食での地元食材の提供)

### ●健康関連産業の創出・立地促進

農林水産物の生産・加工を高付加価値化するバイオ関連産業の誘致、健康茶や畜肉・水産物等による天然調味料等、消費者ニーズに適合した競争力のある付加価値の高い健康食品を生産する健康食品加工産業等の創出と立地促進を図ります。【食と健康のまちプロジェクト】

### ●交通網の整備

※コミュニティバス等の創設など、高齢者や障害者などが利用しやすい公共交通の充実を図ります。また、域内・域外の観光施設やスポーツ施設等を連結するアクセス道路等の整備を進めていきます。【交流のまちプロジェクト】

- ・ コミュニティバス等の創設
- ・ 各種施設等を連結するアクセス道路等の整備

### ●国際交流の推進

国際化の進展に対応し、さらなる国際交流を推進するために、国際交流協会やスポーツ団体による国際交流、「からいも交流」等にみられる民間交流を推進するとともに、国際化に対応した人材の育成を図ります。【交流のまち、人・まち元気プロジェクト】

- ・ アジア・太平洋農村研修村の活用促進
- ・ 国際化に対応した人材育成
- ・ 国際交流活動の促進

### ●その他の主要事業

- ・ 雨水排水対策事業の推進
- ・ かのや川クリーンプロジェクトの推進
- ・ かのやヘルスアッププラン21の推進
- ・ 防空壕対策の強化促進

※コミュニティバス…市内巡回バスのこと。

## ② 北部エリア

本地域は、農畜林業のさらなる振興、農畜林業や森・風・星といった地域資源を生かした交流人口の拡大を図るとともに、新たなコミュニティ拠点の形成、子どもから高齢者までが元気に楽しく生きがいを持って暮らせる環境の整備など、少子高齢化への迅速な対応と豊かな生活環境づくりを進める必要がある地域です。

### 【地域の特性等】

- ・農畜林業を中心とした産業を展開
- ・農畜林業を生かした農山村交流の促進の取り組み
- ・鹿児島空港へのアクセス道路である国道 504 号が貫く、新市の北の玄関口
- ・北部のきほく上場公園は、森・風・星を満喫できる交流空間を形成
- ・少子高齢化が顕著な地域
- ・高齢者福祉等への積極的な取り組み

### 【地域の可能性】

- ・農畜林業による地域産業の振興
- ・農畜林業を生かした交流人口、定住人口の増加促進
- ・国道 504 号周辺を中心とする地域内交流の促進、地域の活性化
- ・きほく上場公園を中心とする観光・交流の促進

### 北部エリアの取り組み方針

#### ～ 風かおり人輝く環境共生空間の形成 ～

- 人々の健康を支えるヘルシー農業の推進
- 地場産業活性化に向けた組織体制等の整備
- 高齢者の生活支援の充実
- スポーツ交流の促進
- 国際交流の推進
- 豊かな自然環境を生かした交流空間づくり
- 子どもの教育環境の整備
- 廃校を活用した地域文化継承の場づくり
- 交通網の整備

### ●人々の健康を支えるヘルシー農業の推進

中山間地域の農地や農村の維持に努めながら、環境にやさしい農業を推進するとともに、健康な農産物を生産・販売するヘルシー農業の確立を図ります。また、トレーサビリティシステムの構築により安心・安全な農産物を消費者に届けるシステムの確立を図ります。【食と健康のまちプロジェクト】

- ・中山間地域の農地や農村の維持
- ・環境にやさしい農業の展開、安心・安全な食文化の育成など
- ・トレーサビリティシステムの構築

### ●地場産業活性化に向けた組織体制等の整備

農業振興を担う組織体制の整備を図り、農業基盤の整備を進めるとともに、農業特区制度の活用による工業従事者の農業兼業化や転職者の受け入れ、民間企業の農業分野進出等を進め、新たな農業の担い手に対する農業研修や品種改良、販路の拡大などを推進します。【食と健康のまちプロジェクト】

- ・ 農業振興を担う一元的な組織体制の整備
- ・ 農業法人化の推進や農業特区制度の活用による新たな担い手の育成
- ・ 国内外への販路拡大に向けた取り組みの展開
- ・ 農畜産加工施設の整備
- ・ 農業・畜産基盤の整備、農畜産環境の整備

### ●高齢者の生活支援の充実

高齢者世帯が地域社会の中で自立して安心かつ快適な生活を営むことができるよう、高齢者の生活特性に配慮した\*シルバーハウジングの建設、緊急通報システム設置など付帯施設の供給、生活の指導、相談、安否確認、緊急時対応のサービスによる福祉サービスの提供等を行い、高齢者の居住の安定と社会福祉の増進を図ります。さらに、高齢者や障害者などが利用しやすい地域内巡回バスの運行を行います。【人・まち元気プロジェクト】

- ・ シルバーハウジングの整備

### ●スポーツ交流の促進

きほく上場公園で毎年開催されるクロスカントリーをはじめ各種のスポーツ交流を拡充し、交流機会の増大を図るとともに、国立大隅少年自然の家や湯遊ランドあいらなどの宿泊機能と連携するアクセス道路の整備を推進します。【交流のまち、人・まち元気プロジェクト】

- ・ きほく上場公園と宿泊施設を連結するアクセス道路の整備
- ・ 合宿・大会等の誘致

### ●国際交流の推進

国際化の進展に対応し、アジア・太平洋農村研修村等を活用してさらなる国際交流を推進するとともに、国際化に対応した人材の育成を図ります。【交流のまち、人・まち元気プロジェクト】

- ・ 国際化に対応した人材育成
- ・ 国際交流活動の促進

### ●豊かな自然環境を生かした交流空間づくり

きほく上場公園内の輝北天球館や風力発電施設を生かして、親子で自然・科学を楽しく遊んで学べる交流施設を整備し、域内外との交流を促進します。また、この施設等を利・活用した環境学習・教育を推進するとともに、IT（情報技術）を活用した環境情報の交流を推進します。【交流のまち元気プロジェクト】

- ・ 環境学習を推進する、風の恵みを生かした複合交流施設の整備



### ●子どもの教育環境の整備

少子化による児童数・生徒数の減少が進んでおり、児童や生徒が集団生活の中でより充実した社会性を育成していくための施策の展開が求められていることから、既存の5小学校と2中学校をそれぞれ1校に統合することによって、学校規模の適正化を図り、子ども達が互いに切磋琢磨しながら健やかに成長できる環境整備を行います。また、スクールバスを運行し、通学の利便を図ります。【人・まち元気プロジェクト】

- ・子どもの教育環境の整備
- ・スクールバスの運行

### ●廃校を活用した地域文化継承の場づくり

廃校となる旧校舎を生かして、市内で出土した埋蔵文化財の復元作業と保管・展示をする施設の整備を図ります。また、本地域の新しい拠点として、様々な地域づくり活動や生涯学習の場として活用することにより、地域コミュニティの充実を図ります。

【交流のまち、人・まち元気プロジェクト】

- ・廃校を活用した地域文化継承の場づくり
- ・廃校を活用した新たなコミュニティ拠点の整備

### ●交通網の整備

本エリアの中心を縦貫する国道504号の整備促進や、きほく上場公園等既存施設と宿泊研修機能を持つ国立大隅少年自然の家とのアクセス道路整備により、交流の促進を図ります。【交流のまちプロジェクト】

- ・国道504号の整備促進
- ・きほく上場公園周辺のアクセス道路の整備

### ●その他の主要事業

- ・田園に囲まれたゆとりある新たな居住空間の提供
- ・輝北ダム公園の整備・公共施設の整備改修
- ・城山公園の整備
- ・簡易水道施設の整備

※シルバーハウジング・・・住宅施策と福祉施策の密接な連携の下に、ハード・ソフト両面にわたり高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様を持った公営住宅のこと。

### ③ 東部エリア

本地域は、東九州自動車道<sup>※</sup>JCTの整備による人・物の活発な交流を生かしながら、串良平和アリーナ等の健康スポーツ施設、豊かな大地と水に育まれた農畜水産業、桜並木や大塚山など、地域資源を活用した産業の振興と交流人口の拡大を図っていく地域です。

#### 【地域の特性等】

- ・ 幹線ネットワークの充実など人・物の交流拠点
- ・ 広大な笠野原台地を生かした農業、うなぎの養殖などが基幹産業
- ・ 串良平和アリーナをはじめとする健康スポーツ機能・レジャースポットの集積
- ・ 平和公園の桜並木、下小原池のログハウス、中山池の湧水など四季折々の自然美
- ・ 柳谷地区を中心とする活発な住民自治活動の展開

#### 【地域の可能性】

- ・ 恵まれた交通条件を生かした産業振興の拠点づくり
- ・ 串良平和アリーナを活用した市民の健康づくりやスポーツ交流の促進、合宿や大会の誘致
- ・ 美しい水や桜など、地域資源を活用した魅力の向上
- ・ 市民とともに進める地域活性化や暮らしやすいまちづくりの推進
- ・ グリーン・ツーリズムや<sup>※</sup>ワーキングホリデーの推進

#### 東部エリアの取り組み方針

#### ～ 大地の恵みと人・物の交流拠点の形成 ～

- 黒毛和牛の里づくりの推進
- 東九州自動車道の整備効果を生かした交流拠点の整備
- 桜と水の癒しの郷づくりの推進
- スポーツ交流の促進
- 国際交流の推進
- 交通網の整備

#### ●黒毛和牛の里づくりの推進

合併により、新市の肉用牛の産出額が全国1位となることを受け、JAや企業、研究機関、行政の連携による取り組みを展開し、黒毛和牛の繁殖・育成の支援、技術者の養成、情報発信など、黒毛和牛のブランド確立に向けた拠点づくりを推進します。

#### 【食と健康のまちプロジェクト】

- ・ 黒毛和牛繁殖・肥育拠点の整備
- ・ 肉用牛経営研修・支援・農業ふれあい拠点の整備
- ・ 資源リサイクル畜産環境施設の整備

## ●東九州自動車道の整備効果を生かした交流拠点の整備

東九州自動車道等の交通要衝地の周辺や健康スポーツ交流拠点である平和アリーナ周辺に、新市で生産された安心・安全な農林水産物の加工・直売、地産地消に根ざしたレストラン、手作り体験などの機能をもつ交流施設を整備し、地域の魅力をアピールしていきます。

また、ITを活用した生産者と販売者のネットワークを確立するなど、新鮮な生産物を効率的に提供する新たなシステム構築を進め、生産者の顔の見える生産物の販売・流通を促進していきます。【食と健康のまち、交流のまち、人・まち元気プロジェクト】

- ・大地の恵みを生かした複合交流施設の整備
- ・ITを活用した新たな販売管理システムの導入
- ・複合交流施設と域内外との交流を促進するアクセス道路の整備
- ・地域特性を生かした農林水産物の安心・安全なブランドの確立
- ・交流促進のため食環境整備による地産地消の推進

## ●桜と水の癒しの郷づくりの推進

平和公園や大塚山公園、中山池公園、下小原池公園などの四季折々の表情が楽しめる美しい地域環境づくりを、市民・行政が協力し合いながら進めます。また、下小原池公園のログハウスの増設などにより、観光交流人口の増加を目指します。【交流のまち、人・まち元気プロジェクト】

- ・桜と水の癒しの郷づくり
- ・桜オーナー制度の導入
- ・下小原池のログハウスの増設
- ・グリーン・ツーリズムやワーキングホリデーの推進

## ●スポーツ交流の促進

串良平和アリーナ周辺に集積されている健康スポーツ機能を活用し、市民の健康づくりやスポーツ交流の促進を図ります。さらに、湯遊ランドあいらとの連携を図り、マラソンなどスポーツイベントの開催や国内外のスポーツ大会、スポーツ合宿の誘致を促進するなど、スポーツを通じた交流を促進します。【交流のまち、人・まち元気プロジェクト】

- ・串良平和アリーナを中心とした市民の健康づくりの推進
- ・串良平和アリーナを中心としたスポーツ合宿、大会の誘致
- ・串良平和アリーナ等と湯遊ランドあいらとのアクセス道路の整備

## ●国際交流の推進

今日の国際化に対応し、アジア・太平洋農村研修村等を活用してさらなる国際交流を推進するとともに、国際化に対応した人材の育成を図ります。

また、日韓交流など国際交流事業を新市の取り組みとして拡大・充実させ、異文化との交流を通じて地域の活性化を図ります。【交流のまち、人・まち元気プロジェクト】

- ・国際化に対応した人材育成
- ・国際交流活動の促進

### ●交通網の整備

東九州自動車道や大隅縦貫道のインターチェンジと地域内の観光施設等を連絡するアクセス道路の整備を進め、施設利用の拡大を図ります。また、スポーツ合宿等を促進するため、東九州自動車道や大隅縦貫道のインターチェンジと串良平和アリーナなど、各スポーツ施設、宿泊施設等のネットワーク化を促進していきます。さらに、高齢者や障害者などが利用しやすい地域内巡回バスの運行を行います。【交流のまち、人・まち元気プロジェクト】

- ・スポーツ施設等の拠点施設と高速道路インターチェンジとのアクセス道路の整備
- ・平和公園周辺へのアクセス道路の整備
- ・くしら「ふれあいバス」の運行

### ●その他の主要事業

- ・防災行政無線の整備
- ・串良川の美化・浄化の促進
- ・伝統芸能の継承と文化活動の推進

※JCT（ジャンクション）・・・複数の高速道路を相互に連結する立体交差部分のことを意味する。本計画では、東九州自動車道と大隅縦貫道の連結部分のこと。

※ワーキングホリデー・・・「働いて生活費を補いながら海外での生活を体験できるシステムのこと」が本来の意味であるが、本計画では、ログハウス等に宿泊しながら地域の自然や文化、人々との交流を楽しみ、農業体験などができる観光ツアーのことを意味する。

## ④ 南部エリア

本地域は、美しい自然や農村景観、吾平山上陵を中心とする歴史あふれる空間等を生かしながら、これまでも進めてきた農畜産業と工業、観光の機能を相互に融合させ、豊かな産業・人・心を育む地域づくりを進めていく地域です。

### 【地域の特性等】

- ・美しい農村景観、豊かな自然環境
- ・環境と人にやさしい農業への取り組み
- ・農工併進施策を展開
- ・吾平山上陵など歴史的な地域資源
- ・宿泊施設を有する湯遊ランドあいら

### 【地域の可能性】

- ・美しい農村環境に囲まれた心のオアシスとして新たな交流空間づくり
- ・地産地消や農畜産物の地域ブランドづくり
- ・金型企業等工業の振興
- ・自然、歴史等の地域資源と宿泊機能を連携させたグリーン・ツーリズムの取り組み
- ・良好な住宅地の整備及び企業誘致、支援による定住人口の拡大
- ・観光農園、物産館等の観光スポットの連携による交流人口の拡大

### 南部エリアの取り組み方針

#### ～ 農工業とやすらぎの交流空間の形成 ～

- 自然と農に親しみ人々の心を癒す美里<sup>うましさと</sup>づくり
- 魅力ある農業と活力ある農村地域の育成
- 農業・観光をともに伸ばす地域づくり
- 工業の振興による定住促進
- 歴史と伝統を生かしたまちなみ整備
- 交通網の整備
- スポーツ交流の促進

### ●自然と農に親しみ人々の心を癒す美里<sup>うましさと</sup>づくり

自然と歴史に育まれた美しい農村環境に囲まれながら、地域に親しみ(歩く、観る)、地域を体験する(食べる、つくる、泊まる)ことができる心のオアシスとして、市民との話し合いにより、自然と農を生かした新たな交流空間の形成を促進し、アクセス道路の整備を進めます。【交流のまち、人・まち元気プロジェクト】

- ・吾平自然公園の整備
- ・グリーン・ツーリズムの推進
- ・アクセス道路の整備

## ●魅力ある農業と活力ある農村地域の育成

本地域は早くから環境と人にやさしい農業への取り組みを行い、安心・安全な農畜産物の生産提供を行ってきました。そのため、今後も農産物においては、消費者に信頼される農業への取り組みとして「地域ブランド」化への取り組みを強化し、魅力ある農業の展望を図ります。また、安心・安全な地域農産物の地産地消の推進を図り、加工グループの育成、食材提供施設の整備を行い、活力ある地域の育成を図ります。

### 【食と健康のまちプロジェクト】

- ・地域ブランドの開発、PR
- ・地産地消の推進
- ・加工グループの育成
- ・食材提供施設の整備
- ・農業法人化の推進

## ●農業・観光をともに伸ばす地域づくり

これまで推進してきた農畜産業と観光の機能を相互に融合させながら、豊かな産業・人・心を育む地域づくりを進めます。

特に市民や来訪者が農業を実体験し、農業に対する関心を高めてもらうとともに、とれたての産品を直に食し美味しさを実感できる観光農園の整備・拡充を図り、また吾平山上陵、大隅広域公園、物産館等の既存の観光スポットを相互に連携させることにより、交流人口の拡大と観光関連産業の振興を促進します。【食と健康のまち、交流のまちプロジェクト】

- ・グリーン・ツーリズムの推進
- ・観光スポットの連携による相乗効果の創出
- ・農業、観光をともに伸ばす地域づくり
- ・観光農園の整備、拡充

## ●工業の振興による定住促進

企業の誘致、支援を推進し、安心して働ける職場を確保するとともに、新市のベッドタウンとして良好な住宅地の整備を促進することにより、若年層の流出を防ぎ定住促進を図ります。【人・まち元気プロジェクト】

- ・住宅環境の整備
- ・企業の誘致、支援の推進

## ●歴史と伝統を生かしたまちなみ整備

吾平山上陵に通じる県道沿線等に、歴史と伝統を生かしたまちなみの整備を進め、観光ルートとして地域の魅力向上を図るとともに、街路事業で整備を進めている商店街の活性化を図ります。【人・まち元気プロジェクト】

- ・吾平山上陵に通じる県道沿線等のまちなみ整備
- ・商店街の活性化
- ・「ヒゼンマユミ」を生かしたまちなみの整備

## ●交通網の整備

東九州自動車道と連結する大隅縦貫道の整備促進や吾平山上陵、大隅広域公園、物産館、観光農園等の観光スポットを巡る公共交通網の整備を進めます。【交流のまちプロジェクト】

- ・大隅縦貫道の整備促進
- ・観光スポットを巡る公共交通網の整備

## ●スポーツ交流の促進

湯遊ランドあいらの宿泊機能を拡充し、カヌーやヨットなど始良川や錦江湾を活用した各種スポーツ活動や、串良平和アリーナやきほく上場公園等の新市の各スポーツ施設等との連携を図ることにより、スポーツ大会やスポーツ合宿の誘致を促進するなどスポーツを通じた交流を促進します。【交流のまち、人・まち元気プロジェクト】

- ・体力づくりとスポーツ交流の促進
- ・スポーツ合宿、大会の誘致
- ・湯遊ランドあいらと串良平和アリーナ等各種施設とのアクセス道路の整備

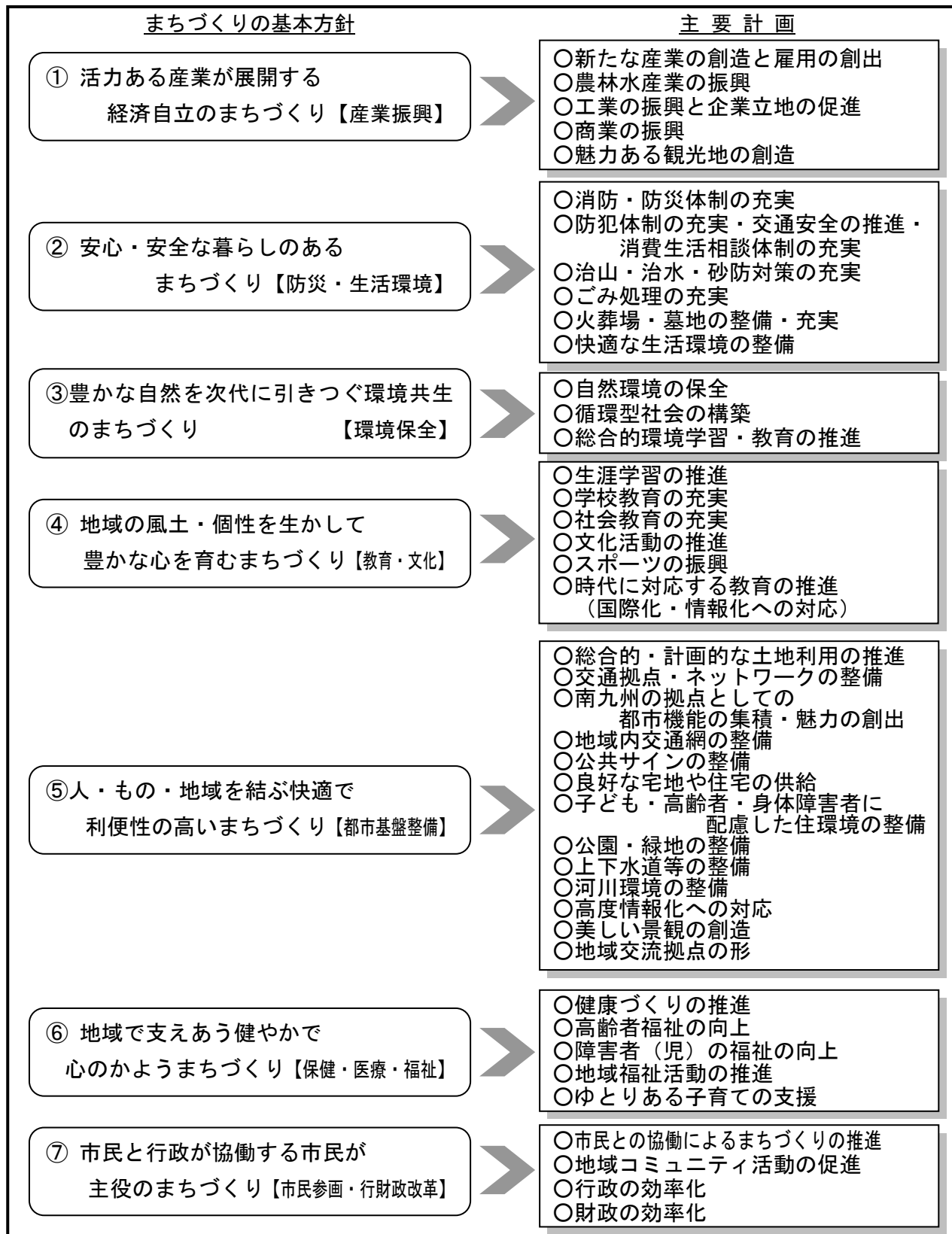
## ●その他の主要事業

- ・地域コミュニティ施設整備
- ・上水道施設整備
- ・新しい時代を担う教育環境整備
- ・むらづくり推進事業
- ・主要道路に架かる橋梁整備

### 3. 分野別計画

#### (1) 計画の体系

まちづくりの基本方針に基づき、新市で行う主な計画の体系及び重点的に行う事業について示します。





## (2) 主要計画

### 基本方針 1 活力ある産業が展開する経済自立のまちづくり【産業振興】

#### ① 新たな産業の創造と雇用の創出

- 基幹産業である農林水産業については、安心・安全なブランドの確立を図るとともに、農林水産物を活用した新たな産業の創造と流通体系やPR体制の確立により、自立できる地域経済の構築を図ります。
- 女性が男性と対等なパートナーとして参画していくために女性の生産技術の向上や経営能力開発を図るとともに、就業条件の整備を推進していきます。
- 本地域の可能性を最大限に引き出し、地域経済の活性化を図るため、福祉産業や環境保全型産業、レジャー・余暇産業、情報産業などの新たな産業の育成を図るとともに、その受け皿となる基盤整備を推進します。また、企業間交流の支援などにより、生産活動の活性化を促進していきます。
- 若年層が魅力を感じる雇用の場の創出や安心して働ける就業環境の整備などを促進し、若年層の定住促進を図ります。また、高齢者や障害者がいきいきと働ける環境づくりを進めるため、シルバー人材センターの充実や雇用アドバイザー制度の導入を検討していきます。

#### ② 農林水産業の振興

- 自立した農林水産業を確立するため、生産・経営基盤の安定化、生産物の安全性の確保、品質の高い地域ブランドの確立、生産物加工施設等の整備、販路の拡大、農林水産業などにおける環境保全型産業の構築の推進を図っていきます。
- 将来の地域農林水産業を支える、意欲ある担い手や認定農業者、中核的漁業者の育成を進めるとともに、新たな生産者の確保や新規就農者の受け入れを促進するなどして、農林水産業の振興を図っていきます。
- 地域農林水産物に対する消費者の安心と信頼の確保を図るため、地産地消や食農教育、トレーサビリティシステムの導入などを推進し、安心・安全な農林水産物の生産を図っていきます。
- 家族経営協定締結や産業分野における方針決定過程への女性の参画を促進し、地域産業の活力を図ります。
- 農業を取り巻く多様な需要に対応するために、各種制度や事業を活用し、将来にわたり生きがいの持てる農業の振興を図ります。

### ③工業の振興と企業立地の促進

- 工業団地等の整備や流通体制の確立に向けた幹線道路網の整備など、工業の振興に資する基盤整備を進めます。また、自然環境との共存を図るため、産業公害対策を徹底していきます。
- 農林水産物などの付加価値を高める生産物加工業の育成を図り、地場産業の振興を図ります。また、金型産業やI T関連産業などの既存工業の支援を進めるとともに、優良企業の誘致や起業の支援などを推進していきます。

### ④商業の振興

- 整備予定である北田・大手町再開発地区においては、地元特産物の販売などを行う商業施設の立地促進や新たな交流拠点の整備を進めていきます。また、各地域の商業地においては、集客環境の整備などを進め、商業機能の振興を図っていきます。
- 商業経営の効率化を促進するため、I Tを活用した経営者相互のネットワークの形成や販売の促進、新たな事業展開への支援、商工会等の組織の強化などを促進していきます。また、高齢者に対応したサービスの展開やソフト事業等の導入などに対する支援を検討していきます。

### ⑤魅力ある観光地の創造

- 観光拠点においては、景観形成や休憩機能、集客機能等の強化、遊歩道などの施設整備の充実を図るとともに、地域の文化・歴史などを生かしたイベントの開催や体験型観光の確立などを進めます。
- 観光拠点間を有機的に結び、各拠点の魅力を最大限に享受できる観光ルートの確立を図るとともに、これを活用した観光産業の誘致や観光客の受け入れ体制の整備などを図っていきます。
- 農業、林業、漁業など、地域の特色を生かした体験型観光事業を展開していきます。また、既存の観光物産センターや新たな交流拠点の整備・充実を図るとともに、滞在施設の整備やP Rの拡大などを推進し、地場産業を生かした観光の振興を図ります。
- かのやばら園の拡充を図るとともに、ばらを活かした特産品の開発やばらをテーマとしたイベントの開催など、ばらを活かした観光の振興を図ります。
- 新市のホームページや観光マップなどを活用し、観光のP Rを推進していきます。

- 新たな産業の創造と雇用の創出
  - ・企業誘致対策事業
  - ・地域企業振興事業
  - ・起業家支援推進事業
  - ・ブランド確立推進事業
  - ・農産加工施設整備事業
- 農林水産業の振興
  - ・農業振興総合整備事業
  - ・農業農村整備事業
  - ・環境保全型農業総合整備事業
  - ・畜産振興推進事業
  - ・森林整備事業
  - ・治山事業
  - ・林道事業
  - ・特用林産振興事業
  - ・漁村活性化対策事業
- 工業の振興と企業立地の促進
  - ・企業誘致対策事業（再掲）
  - ・地場産業振興支援事業
- 商業の振興
  - ・商工業活性化推進事業
  - ・商工業基盤整備事業
- 魅力ある観光地の創造
  - ・観光施設等整備事業
  - ・ばらを活かしたまちづくり推進事業
  - ・サイン（標識・案内板）整備事業
  - ・観光おこし事業
  - ・観光物産普及宣伝事業

## 基本方針 2 安心・安全な暮らしのあるまちづくり【防災・生活環境】

### ① 消防・防災体制の充実

- 地域防災計画等の策定や自主防災組織の育成、防災対策施設の整備・充実、町内会放送などを活用した緊急情報伝達体制の確立などにより、防災体制の強化を図っていきます。
- 地域の消防・防災活動を支える体制強化や機能の充実を図るとともに、災害発生時に、より迅速で正確な消火活動が行えるよう消防施設の整備・充実を図っていきます。また、救急搬送体制の充実や救急医療体制の確立などを推進します。
- 定期的な避難訓練や人命救助の研修、災害対策に関する講習会などの開催により、市民の防災意識の啓発を図ります。また、\*ハザードマップの作成などにより、避難体制や避難所、避難路に関する周知を徹底していきます。
- 防空壕の崩落等による災害を防止するため、防空壕マップによる危険予知、危険防空壕の埋め戻し等により市民の安心・安全な生活環境の整備を図ります。

### ② 防犯体制の充実・交通安全の推進・消費生活相談体制の充実

- 高齢者や子どもなどが安心して暮らせる環境を守るため、地域コミュニティによる防犯活動を支援していきます。また、防犯灯や防犯用看板などにより、安心・安全なまちづくりを進めるとともに、防犯対策に関する研修などを開催し、防犯意識の啓発を図っていきます。
- 交通安全教室や交通安全運動の展開により、交通安全に対する意識の啓発を図っていきます。また、歩道・車道の分離やガードレール・ミラー等の交通安全施設の設置などを進め、安全な道路環境の整備を推進します。
- 消費者苦情等に対する相談体制を充実するとともに消費者情報の提供などの取り組みを推進します。

### ③ 治山・治水・砂防対策の充実

- 河川の氾濫による水害や急傾斜地の崩壊などの自然災害から、地域住民の安全を守るため、計画的な河川改修事業の促進や治山事業及び急傾斜地崩壊対策事業等の推進を図っていきます。
- 沿岸部においては、高潮の被害を未然に防ぐ事業を推進していきます。

### ④ ごみ処理の充実

- 公衆衛生の向上や快適な生活環境の保全を図るため、計画的で効率的なごみの収集体制に向けた啓発活動を推進していきます。また、一部事務組合との連携によりダイオキシンの発生抑制をした新焼却施設の設置や埋立処分地の整備を進め、ごみ処理を充実します。

## ⑤火葬場・墓地の整備・充実

- 火葬場については一部事務組合と連携し、必要に応じた施設の整備や周辺環境整備などを進め、適正な維持管理に努めます。
- 少子高齢化時代を踏まえ、墓参者の安全性と利便性を確保するため、計画的な市営墓地の改修・整備を進めます。また、共同墓地の環境整備の支援も進めます。

## ⑥快適な生活環境の整備

- 市街地においては、街路樹の整備や公共施設における緑化を推進し、潤いある生活環境の整備を図ります。
- 肝属川などの河川については、水質の改善や多自然型工法の導入などを進め、自然美あふれる河川環境と景観の再生を図ります。
- 計画的な公共下水道の整備や農業・漁業集落排水の導入の検討、合併処理浄化槽の普及を促進し、生活雑排水による河川の水質汚濁防止に努めます。
- 環境汚染や公害に対する対策の検討を行い、安心・安全で快適な地域づくりを推進していきます。また、海上自衛隊鹿屋航空基地周辺における航空機の騒音対策を推進していきます。

※ハザードマップ…噴火、洪水、地震等の自然現象による災害が発生した場合を想定して、災害の範囲とその程度、避難路、避難地の位置、情報の入手方法などを具体的に図示した地図のこと。

## 主な事業

## 防災・生活環境

- 消防・防災体制の充実
  - ・防災情報システム整備事業
  - ・防空壕対策事業
- 防犯体制の充実・交通安全の推進・消費生活相談体制の充実
  - ・交通安全施設整備事業
  - ・市道環境整備事業
- 治山・治水・砂防対策の充実
  - ・治山事業（再掲）
  - ・急傾斜地崩壊対策事業
  - ・砂防施設整備事業
  - ・河川改修事業
  - ・高潮対策事業
- ごみ処理の充実
  - ・ごみ減量・リサイクル推進事業
  - ・ごみ収集・処理委託事業
  - ・埋立処分地整備事業
  - ・焼却施設点検整備事業
  - ・肝属地区一般廃棄物処理組合負担金
- 火葬場・墓地の整備・充実
  - ・市営墓地公園維持管理事業
  - ・共同墓地環境整備事業
  - ・大隅中部火葬場組合負担金
- 快適な生活環境の整備
  - ・環境基本計画推進事業
  - ・環境対策推進事業
  - ・肝属川クリーンプロジェクト推進事業
  - ・公害対策事業
  - ・基地騒音対策事業

## 基本方針 3 豊かな自然を次代に引きつぐ環境共生のまちづくり【環境保全】

### ①自然環境の保全

- 地球の中の鹿屋という認識をもち、鹿屋の自然、多様な生態系を健全な形で維持、または再生するとともに、歴史や文化などを適正に保護・保全し、その豊かな恵みを貴重な財産として次代へ引き継ぎます。
- 市民が自然に学び、自然を体験し、自然の恵みを感じられるよう、市内を豊かな森（山地自然地域）、美しい里山（平地自然地域）、美しい海辺（沿岸地域）に区分し、それぞれの地域特性に応じた施策を推進します。
- 生態系の保全の観点から、重要な動植物の生息・生育環境等を保全、創出、復元することにより、生き物の多様性の確保を目指します。
- 自然環境保全のための指導を継続して実施するとともに、環境美化条例の制定等により地域ぐるみの不法投棄対策の充実に努めます。

### ②循環型社会の構築

- 環境基本計画の策定とその実効ある着実な推進を図ることによって環境への負荷を少なくし、循環型社会の形成を図ります。
- 地球温暖化に影響を及ぼす二酸化炭素排出量の削減に向けて、市民、事業所、行政が一体となって省エネルギーに取り組むとともに風力発電や太陽光発電等環境に負荷の少ない\*新エネルギーの研究に努め、環境にやさしいまちづくりを推進します。
- 市民の協力を得ながら、ごみの減量化、資源物の分別収集を実施するとともに、市民のリサイクル意識の啓発を推進します。

### ③総合的環境学習・教育の推進

- 環境保全に関する行動を行政が率先して実行するとともに、事業所への啓発を推進します。
- 市民一人ひとりが、環境問題への理解と認識を深め、よりよい環境を創造していくための具体的実践をすることにより、持続可能なライフスタイルや社会経済システムの構築を目指します。
- 地域・学校・職場・家庭などあらゆる場において環境学習・教育を推進していきます。  
そのため、人材を育成し、地域の環境学習資源と併せて活用を推進します。
- 環境に関する情報の収集と発信ができるよう I T（情報技術）を活用したシステムの構築・運用を行い、環境情報の交流を推進します。

※新エネルギー ……自然の力を利用したり、今まで使われずに捨てていたエネルギーを有効に使ったりする地球にやさしいエネルギーのこと。具体的には太陽光・風力・バイオマス・雪氷等がある。

## 主な事業

## 環境保全

- 自然環境の保全
  - ・環境基本計画推進事業（再掲）
  - ・環境対策推進事業（再掲）
  - ・肝属川クリーンプロジェクト推進事業（再掲）
  - ・不法投棄対策事業
- 循環型社会の構築
  - ・ごみ減量・リサイクル推進事業（再掲）
  - ・資源ごみ収集事業
  - ・新エネルギー普及啓発推進事業
  - ・小規模排水浄化施設設置事業
- 総合的環境学習・教育の推進
  - ・自然共生型公園整備事業

## 基本方針 4 地域の風土・個性を生かして豊かな心を育むまちづくり【教育・文化】

### ①生涯学習の推進

- ふるさとの豊かな自然や文化、歴史、農林水産業などの学習資源を生かして、市民の生涯のそれぞれの時期に対応した学習機会の拡充を図り、歴史と伝統を大切にし、郷土に誇りを持てる人材の育成を図ります。
- 地域の教育機関や民間<sup>\*</sup>カルチャーセンター及び新しく整備される市街地再開発ビルの芸術・文化・学習プラザなどの広域的なネットワークを整備し、生涯学習推進のための情報提供、相談、指導などの体制の整備・充実を図ります。
- 地域の伝統文化、芸術、ものづくりなどの技術に秀でた人材や生涯学習ボランティアの活用、身近な地域の公民館などを拠点とした学習成果の発表機会の充実など、地域の様々なまちづくりの活動において、市民の学習成果が評価され、社会に還元できるような環境づくりを進めます。

### ②学校教育の充実

- 生涯学習の基盤を培うという観点に立って、児童生徒の「生きる力」を育成するため、教育における不易と流行を見極めつつ、学校の役割と責任、課題を明確にし、地域や児童生徒の実態を踏まえた特色と風格を備えた活力のある開かれた学校づくりに努めます。また、地域の歴史や社会環境など郷土に根ざした多様な教育活動を展開し、郷土に対する誇りと愛着を育む教育を推進します。
- 小・中・高等学校間の連携のもと、学校規模に応じた指導法を工夫し、個に応じた分かる授業を展開し、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、創造性や自己教育力の育成に努め、学力の向上を図ります。
- 心の教育の中核をなす道徳教育の充実に努めるとともに、家庭・地域社会・関係機関と連携し、ボランティア活動等の豊かな体験活動を通して、基本的な生活習慣の確立や望ましい人間関係の育成を図ります。さらに、心に届く児童生徒指導体制の確立に努め、豊かな個性と情操を備え心身ともにたくましく、思いやりのある児童生徒の育成を図ります。
- 障害のある児童生徒とその教育に関する理解・啓発を深めながら、適切な就学を推進し、障害の状況及び特性等に応じた特別支援教育に努めます。
- 同和問題をはじめとする人権問題について正しい認識と理解を深める人権教育、道徳教育の充実に努めるとともに、いじめや暴力行為、不登校に対する教育相談や教職員研修の充実等、総合的な対策を推進します。
- 児童生徒一人ひとりが望ましい職業観・勤労観や目的意識を持って将来の生き方について自ら考え、主体的に進路を選択・決定できるよう計画的・継続的な進路指導の充実に努めます。
- 児童生徒の健康づくりに取り組む意欲や態度の育成に努め、体力の向上や心身の



調和的発達を図るために、児童生徒の主体的な運動活動を推進し、生涯スポーツの基盤づくりとしての保健体育の充実に努めます。

- 多様化する社会的ニーズに対応し、市民の信頼に応える教職員を育成するため、各種研修や教育研究の一層の充実に図り、教職員の資質向上に努めます。
- 学校の適正規模化については、地域の実情を十分把握するとともに、地域住民の意向を踏まえながら実施していきます。
- 耐力度調査に基づく増改築、大規模改造の必要な校舎、屋内体育館等の計画的な整備を進めるとともに、教育内容・方法の多様化への対策、安心・安全な学校給食施設の整備・充実などの対策を推進します。
- 鹿屋女子高等学校の教育水準の維持・向上に努めるとともに、大隅半島唯一の女子高としての歴史と伝統やその果たす役割を踏まえ、社会の動向を見極めながら、学校の適正規模や特色ある学科編成、施設整備等について検討していきます。また、時代の要請を踏まえ、看護専門学校を3年課程に移行するとともに、環境整備、指導内容の充実に図り、魅力ある学校づくりに努めます。さらに、幼・小の連携や研修を推進し、幼稚園教育の充実に努めます。

### ③社会教育の充実

- 社会教育諸条件の整備・充実のために、社会教育関係者の資質の向上を図るとともに、学習情報提供・相談体制の充実、社会教育施設の整備・充実、社会教育関係団体の支援、読書活動の推進等に努め、社会教育活動の活性化を促進していきます。また、社会教育における人権教育の充実に図り、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい認識と理解を深めていきます。
- 家庭・地域の教育力の向上のために、家庭教育学級や子育て講座等の学習機会の充実に図るとともに、PTAや子ども会等の関係機関・団体の組織の充実と活性化を働きかけていきます。
- 主体的に生きていく資質や能力を身につけた青少年を育成するために、大隅少年自然の家や大隅広域公園、輝北天球館などを活用した自然体験活動や社会奉仕体験活動などの充実に努めます。また、青少年団体の指導者やジュニアリーダーの養成に努めるとともに、青少年補導センターと学校や関係機関・団体との連携による地域ぐるみの青少年健全育成活動を推進します。

### ④文化活動の推進

- 市民のニーズの高度化・多様化に対応し、文化活動への参加意欲を高めるため、地域の伝統や芸術・文化などを発表する場や、自主文化事業などの優れた芸術・文化に触れる機会の拡充を図ります。また、文化会館や新しく整備される市街地再開発ビルの芸術・文化・学習プラザ等を拠点として、新市の文化芸術活動の充実に努めます。
- 文化財の適正な保存、管理に努め、伝統芸能や伝統行事等の保存・伝承に対する支援体制を整備するとともに、王子遺跡や岡崎古墳群など郷土の誇れる貴重

な文化財に関する学習機会の充実を図ります。

- 埋蔵文化財の発掘調査体制、遺跡の範囲確認、遺跡地図等の整備・充実を図り、周知・公開に努めます。

#### ⑤スポーツの振興

- 市民が心身ともに健康で豊かな市民生活をおくる生涯スポーツ社会の実現を目指して、スポーツ・レクリエーション活動や健康づくりへの参加を啓発するなど市民総ぐるみスポーツ活動や、地域の特色あるスポーツイベントの充実を推進するとともに、市民の継続的なスポーツ活動を推進するため、身近なスポーツ施設を拠点とした総合型地域スポーツクラブの広域的な展開を図ります。
- 身近で利用しやすいスポーツ施設、市域・広域的なスポーツ施設のネットワーク化や整備・充実など、市民のスポーツ環境の整備を図ります。また、市内外の人々とのスポーツ交流を促進するため、鹿屋体育大学や競技団体と連携し、グラウンド・ゴルフやクロスカントリーなどの全国的なスポーツイベントの開催や合宿等の誘致など健康・スポーツ交流拠点づくりを進めます。
- 新しく整備される市街地再開発ビルの健康・スポーツプラザなどを拠点に、総合型地域スポーツクラブの活動支援、競技団体やスポーツ関連団体との連携、スポーツ指導者やボランティアの育成、競技団体との連携や組織強化、スポーツ施設の予約やスポーツイベント等の情報提供、スポーツ相談体制の充実など推進体制の整備を図ります。

#### ⑥時代に対応する教育の推進（国際化・情報化への対応）

- 国際化に対応できる人材を育成するために、ALTやアジア・太平洋農村研修村などを活用し、外国の文化や人に触れる機会を設けて、国際感覚を培うことに努めます。
- 生きた外国語に触れる機会を設け、実践的コミュニケーション能力の向上を図るなど外国語教育の充実努めます。
- 生涯にわたって効果的な学習を進めるために、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報活用能力の育成を図ります。また、学校や社会教育施設において、インターネット接続やオンラインネットワーク等の整備を進めます。

※カルチャーセンター…民間が設置している生涯学習施設の一般的な呼称。

- 生涯学習の推進
  - ・人材育成事業
  - ・生涯学習推進事業
  - ・生涯学習等施設整備事業
- 学校教育の充実
  - ・特色ある幼稚園づくり整備事業
  - ・小学校小人数指導支援事業
  - ・学校施設整備事業
  - ・小中学校特色と風格を備えた活力ある学校づくり推進事業
  - ・学校給食改革推進事業
  - ・心の教室相談員等配置事業
- 社会教育の充実
  - ・家庭教育支援事業
  - ・人権教育啓発活動促進事業
  - ・青少年の健全育成に関する事業
- 文化活動の推進
  - ・文化活動施設整備事業
  - ・地域文化の創造実現化推進事業
  - ・文化財保存伝承事業
  - ・埋蔵文化財の発掘調査事業
- スポーツの振興
  - ・健康・スポーツ交流拠点施設整備事業
  - ・生涯スポーツ推進事業
  - ・総合型地域スポーツクラブ育成事業
- 時代に対応する教育の推進  
(国際化・情報化への対応)
  - ・国際交流事業
  - ・青少年海外研修事業

## 基本方針5 人・もの・地域を結ぶ快適で利便性の高いまちづくり【都市基盤整備】

### ①総合的・計画的な土地利用の推進

- 自然と調和した快適な生活空間を創造していくため、県土地利用計画等の既定計画や各種規制等との調整を図りながら、総合的かつ計画的な土地利用の基本的な指針を策定し、適正な土地利用を図っていきます。また、都市計画マスタープランの策定もあわせて推進します。
- 農地については、農業振興地域整備計画などに基づき、計画的な農業基盤の整備や優良農地の保全などを推進します。また、森林地域については、自然環境の保全や二次林の適正な管理・育成を図り、森林が持つ水源涵養や防災などの多様な機能の維持・増進を図るとともに、レクリエーション活動や教育活動の場としての活用を促進していきます。
- 鹿屋の市街地においては、商業・業務、\*アメニティ、文化、行政などの機能が集積する中心市街地の形成、環境と調和した工業地や住宅地の形成を図り、南九州の拠点都市としてふさわしい土地利用を図ります。また、吾平、輝北、串良の市街地においても、魅力ある商業地や住宅地の形成などにより、質の高い市街地の形成を図ります。

### ②交通拠点・ネットワークの整備

- 東九州自動車道や大隅縦貫道の整備促進を図り、鹿児島県内はもとより九州・全国をも視野に入れた広域的な交流を促進していきます。
- 九州新幹線や鹿児島空港、志布志港などの交通拠点や周辺地域とのアクセスを担う国道・県道などの整備を促進します。
- 公共交通機関については、機能の維持・増進を図るとともに、新たな運行ルートや増便の検討など、利用状況に応じた利便性の向上を促進していきます。

### ③南九州の拠点としての都市機能の集積・魅力の創出

- 北田・大手町再開発地区には、商業・業務機能に加えて、芸術・文化、福祉、交流、情報受発信などの多様な機能を併せもつ複合的都市機能の集積を図り、都市としての魅力と求心力の向上を図っていきます。
- 鹿屋の中心市街地においては、地域の顔としてふさわしいまちなみの形成を図っていくとともに、道路、河川などの空間を生かして、人々が楽しく集えるコミュニティ広場の整備やふれあい空間の整備などを推進します。
- 鹿屋市街地においては、バスや徒歩、自転車などでゆったりと回れる「歩行者優先のまちづくり」を目指し、駐車場の整備などを検討していきます。
- 吾平、輝北、串良の市街地においては、地域の拠点としてそれぞれの特性を生かした市街地整備・都市機能の整備を図っていきます。

#### ④地域内交通網の整備

- 本地域の骨格を形成する国道 220、269、504 号・県道の整備や市道、都市計画道路の適正な配置と計画的な整備などにより、地域内の円滑な交通・連携を促進し、利便性の高い交通環境を整備するとともに、新市の一体化を図っていきます。
- 安全で快適な自動車走行や歩行者の安全性の確保、美しい道路景観づくりのため、道路幅員や道路線形の改良、歩道の\*バリアフリー化や交通安全施設の整備、街路樹の整備など、道路や橋梁の改善整備を推進します。また、地区住民の協力を得ながら、快適な道路環境の維持、管理を充実する体制づくりを検討していきます。

#### ⑤公共サインの整備

- 新市の誕生により書き換えが必要となる標識や案内板の改修を図っていくとともに、新市の一体化を図るべく、地域内のネットワークや拠点施設の配置を示すサイン（標識・案内板）の設置を推進していきます。

#### ⑥良好な宅地や住宅の供給

- \*住宅マスタープランの策定を行い、計画的な住宅地の整備を進めるとともに、高齢者等に配慮した公営住宅の建設・建て替えなどを推進していきます。
- 本地域への定住促進を図るため、土地区画整理事業の導入などによる快適な住環境整備を推進し、計画的な宅地供給を図るとともに、地域定住促進住宅の建設などを推進していきます。
- がけ地に近接する危険性の高い住宅については、移転助成制度を活用し、移転促進を図ります。
- 快適な居住環境の確保に向け、航空機の騒音対策や緑地帯の確保、生活道路の整備などを推進していきます。

#### ⑦子ども・高齢者・身体障害者に配慮した住環境の整備

- 道路、公園、公共施設などの公共空間、多くの人が集まる交通結節施設や商業施設などにおいては、子ども・高齢者・身体障害者などすべての人が利用しやすい、安全かつ快適な環境づくりを推進します。また、高齢者住宅の建設や高齢者や障害者などが利用しやすいコミュニティバス（市内循環バス）の導入などを検討し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

#### ⑧公園・緑地の整備

- 地域間における公園整備水準の均衡を図りながら、市民が身近に利用ができ、災害時には避難場所としても機能する公園の整備を推進します。また、拠点的な公園については、広域や域内からの利用を考慮したアクセス道路の整備や各公園の有機的なネットワーク化を図り、利用の拡大を図ります。

- 公園・緑地の美観の保全や、憩いの場、潤い空間としての機能を維持していくため、地区住民の協力を得ながら、維持・管理体制の充実を図ります。

#### ⑨上下水道等の整備

- 水の安定供給を図るため、必要に応じた水源の開発を進めるとともに、水源の涵養を図ります。また、管理体制の充実を図るとともに、給水需要に応じた計画的な配水施設の整備などを推進します。
- 鹿屋市街地の公共下水道事業区域については、計画的に整備を推進していきます。また、地域の状況などに応じて、公共下水道や農業・漁業集落排水の導入の検討、合併処理浄化槽の普及促進を図り、水質の保全と快適な生活環境の創出を図っていきます。
- 公共下水道事業区域外においては、都市下水路事業や雨水対策事業、排水路整備事業等を進め、生活環境の改善と浸水などの被害の防止を図ります。

#### ⑩河川環境の整備

- 河川の自然景観や環境の保全及び再生を図りながら、河川公園など河川環境の整備を進め、市民が水に親しめる空間を創造します。

#### ⑪高度情報化への対応

- ※光ケーブル等の情報通信基盤施設を整備し、各地域の公共施設で議会中継や各種相談等ができるようなサービスを展開していきます。また、各地域において高速通信回線でインターネットが利用できる環境の整備を図っていきます。
- 高度情報化社会を担う人材の育成を図っていくため、各種研修事業の開催、教育機関へのパソコンの導入などを積極的に図っていきます。

#### ⑫美しい景観の創造

- 美しいまちなみの形成を図るため、必要に応じて地区計画等の制度の導入を検討していきます。また、地域を代表する樹種を街路樹などに活用し、本地域らしい景観の形成を進めます。
- 鹿屋の中心市街地においては、市街地再開発事業を推進するとともに地区計画やまちづくり協定などの導入を検討し、大隅地域のシンボリックな景観づくりを図っていきます。
- 環境美化活動、環境学習・教育の推進などにより、景観づくりに対する市民の意識高揚を図るとともに、市民の手で美しい景観を保全・創造していく体制づくりや市民活動を支援していきます。

#### ⑬地域交流拠点の形成

- 学校や福祉施設などの身近な施設に交流の場を併設し、生涯学習や地域活動など多様で活発な利用を促進していきます。

●北田・大手町再開発地区においては、多世代の市民が様々な交流を展開できる交流拠点の形成を図ります。

※アメニティ ……都市で営まれる居住・近隣交流・業務・消費・移動などの生活の場における快適で潤いのある環境のこと。

※バリアフリー ……高齢者や障害者が社会生活を営むにあたって、障害となるものを除去し、社会活動がしやすい環境をつくること。

※住宅マスタープラン…自治体が住宅施策を総合的に推進するために具体的な指針として定める計画。

※光ケーブル ……高速で情報を送受信できる通信ケーブルの一種で、光ファイバーを使ったものを一般に光ケーブルと呼んでいる。

## 主な事業

## 都市基盤整備

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○総合的・計画的な土地利用の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用の基本的指針の策定</li> <li>・都市計画マスタープランの策定</li> </ul> </li> <li>○交通拠点・ネットワークの整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合交通対策事業</li> <li>・高速道路対策事業</li> <li>・広域幹線道路整備事業</li> <li>・港湾改修事業</li> </ul> </li> <li>○南九州の拠点としての<br/>都市機能の集積・魅力の創出           <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化推進事業</li> <li>・市街地再開発事業</li> <li>・まちづくり交付金事業</li> </ul> </li> <li>○地域内交通網の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・国・県道整備事業</li> <li>・市道整備事業</li> <li>・街路事業</li> </ul> </li> <li>○公共サインの整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイン（標識・案内板）整備事業（再掲）</li> </ul> </li> <li>○良好な宅地や住宅の供給           <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅マスタープランの策定</li> <li>・土地区画整理事業</li> <li>・公営住宅整備事業</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども・高齢者・身体障害者に<br/>配慮した住環境の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定交通安全施設整備事業</li> <li>・コミュニティバス運営事業</li> </ul> </li> <li>○公園・緑地の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園・緑地等整備事業</li> </ul> </li> <li>○上下水道等の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道拡張及び整備事業</li> <li>・簡易水道拡張及び整備事業</li> <li>・公共下水道整備事業（再掲）</li> <li>・排水路整備事業</li> <li>・合併処理浄化槽設置促進事業</li> </ul> </li> <li>○河川環境の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川環境整備事業</li> <li>・肝属川クリーンプロジェクト推進事業（再掲）</li> <li>・自然共生型公園整備事業（再掲）</li> </ul> </li> <li>○高度情報化への対応           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域情報化推進事業</li> </ul> </li> <li>○美しい景観の創造           <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープランの策定（再掲）</li> <li>・土地区画整理事業（再掲）</li> </ul> </li> <li>○地域交流拠点の形成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化推進事業（再掲）</li> <li>・市街地再開発事業（再掲）</li> </ul> </li> </ul> |
|---|--|

## 基本方針6 地域で支えあう健やかで心のかようまちづくり【保健・医療・福祉】

### ①健康づくりの推進

- 健康づくり計画に基づき、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを家庭、地域、学校、職場及び行政が一体となり、疾病の早期発見・早期治療（二次予防）への取り組みをより一層充実するとともに生活習慣病等の発病を予防する一次予防対策を推進し、市民の健康に対する意識の高揚を図ります。  
また、市民の主体的健康づくりを社会全体として支援する環境を整備します。
- 予防接種の接種機会を広く提供し、安心して受けられる体制の整備に努めるとともに、結核・エイズ・性感染症・\*O-157等の感染症に対する情報の提供及び正しい知識の普及啓発を促進します。
- 医療体制については、県・医師会・歯科医師会等との連携を図り、救急医療体制を充実するとともに高度専門的医療体制の整備、地域医療の充実を促進します。
- 医療保険にかかる適切な情報提供を行い、適正な受診を推進することにより、市民の健康増進を図ります。

### ②高齢者福祉の向上

- 高齢者が生きがいをもって暮らせるよう、生涯学習の推進や就業の場の確保に努めます。また、多様な社会参加ができるようなサービスや交流事業を推進します。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、各地域において行政、関係機関、市民がそれぞれの役割を果たしながら、地域の保健、医療、福祉サービスにより総合的に支える\*地域ケアシステムを確立します。
- 高齢者の自立支援に資するため介護給付の適正化を図り、サービスの質・量の充実に努めます。
- 高齢者の生活の質を高め、在宅での生活を支援するため、介護予防事業や在宅高齢者を支えるための事業を実施します。

### ③障害者（児）の福祉の向上

- 障害者の立場に立った個々の多様なニーズに対応する相談、利用援助等の支援体制を推進します。
- 障害者が安心して暮らせるよう住宅、公共交通機関、歩行空間等社会全体でのバリアフリー化の促進を図ります。
- 障害者が地域で共に生活できるよう、生活訓練、コミュニケーション手段の確保、移動支援等必要なサービスを推進し社会参加を支援します。



#### ④地域福祉活動の推進

- 地域住民の福祉に対する理解と関心を高め、市民だれもが住み慣れた地域社会の中でいきいきと暮らせる社会を実現するため、各種イベントを開催し福祉に関する意識啓発を図るとともに、高齢者や障害者等の自立と社会参加の促進を図ります。
- 少子高齢社会の中で、市民と行政が協働・連携して社会連帯を進めていく必要があることから、地域福祉活動を担う人材の育成確保と活動促進を図り、安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、全ての人が必要な福祉サービスを利用できるよう基盤づくりを進めます。
- 低所得者の経済的自立と生活意欲の促進を図り、安定した生活が営めるよう生活困難要因の排除・軽減に努め、自立助長を図ります。
- 男性も女性もともに家事・育児・介護等家族的責任を平等に担えるような環境の整備を進めます。

#### ⑤ゆとりある子育ての支援

- 子育て中の親子が集まって、相談、情報交換、交流ができる場の設置や、ボランティアの育成など、地域全体で子育てを支援し、安心して子どもを産み育てられる環境の整備を図ります。
- 仕事と子育ての両立支援など、多様な保育ニーズに応じていくため、延長保育や休日保育、一時保育などの各種保育サービスの充実を図ります。
- 子育て中の家庭への経済的支援のため、保育料の軽減、医療費の助成などを実施し、児童福祉の向上を図ります。
- 母子・父子家庭等の子育てを支援するため、医療費の助成、各種手当の支給、自立支援事業などを実施し、母子・父子福祉の向上を図ります。
- 子どもの人権を尊重し、児童の権利の周知・啓発を行います。

※〇-157 …食中毒の原因となる大腸菌を総称して病原性大腸菌と呼び、このうち腸管内でベロ毒素という出血性下痢の原因となる毒素を作る菌を腸管出血性大腸菌という。

※地域ケアシステム…障害のある人もない人も地域において互いに受け止め、共に生活するために支援する環境・体制。

- 健康づくりの推進
  - ・老人保健事業の推進
  - ・母子・歯科保健事業の推進
  - ・予防接種事業の推進
  - ・健康づくり事業の推進
- 高齢者福祉の向上
  - ・老人クラブ活動支援事業
  - ・介護予防・地域支え合い事業
  - ・高齢者等訪問給食サービス事業  
（「食」の自立支援事業）
  - ・地域ケアシステム推進事業
  - ・在宅介護支援センター事業
  - ・高齢者住宅等安心確保事業（シルバーハウジングの整備）
- 障害者（児）の福祉の向上
  - ・障害者社会参加促進事業
  - ・障害者生活支援事業
  - ・障害者在宅福祉事業
  - ・障害者施設訓練等支援事業
- 地域福祉活動の推進
  - ・地域福祉計画の策定
  - ・保健福祉大会等の実施
  - ・障害者社会参加促進事業（再掲）
  - ・地域ケアシステム推進事業（再掲）
  - ・社会福祉施設整備費助成事業
  - ・生活保護適正実施事業
- ゆとりある子育ての支援
  - ・特別保育対策事業
  - ・放課後児童健全育成事業
  - ・地域子育て支援センター事業
  - ・母子家庭等自立支援事業

## 基本方針 7 市民と行政が協働する市民が主役のまちづくり【市民参画・行財政改革】

### ①市民との協働によるまちづくりの推進

- 「新市総合計画」を市民と行政の協働で策定し、今後のまちづくりへの市民参画のあり方等に関する方針を明確に位置づけていきます。
- 市民の主体的なまちづくり事業等への参加を促し、市民・行政・議会の「協働」によるまちづくりを推進していきます。また、開かれたまちづくりの推進を図るため、プライバシーの保護に十分に留意しながら、行政情報の積極的な開示を推進していきます。
- 行政の意思決定から実施に至るまで女性の参画を促し、地域社会や各産業分野における男女共同参画社会づくりを推進します。
- ボランティア団体、NPO等の設立や市民参加による地域活動等の支援の充実を図ります。

### ②地域コミュニティ活動の促進

- 市民が気軽に集まることができ、コミュニティ活動の拠点となる公民館等の整備を促進します。
- 各種の地域活動や伝統行事などを行う地域コミュニティ（町内会などの集落単位）内の連携強化、自立的な活動の支援などを図ります。また、これらのコミュニティ間のネットワークを強化し、域内における交流・連携を促進していきます。

### ③行政の効率化

- 行政情報システムの導入や施設の管理業務の民間への委託などによる効率的な行政運営を推進します。また、市民の利便性に配慮した窓口の設置を検討していくとともに、職員の質の向上に資する研修会や講習会の実施、国・県などとの人事交流、専門研修機関への派遣などを進め、幅広い知識や経験を持つ職員の育成を図ります。
- 政策形成機能や総合調整機能の充実など組織の見直しを図るとともに、適正な職員定数や人事の管理に努めます。また、定期的に事業の評価を行い、必要に応じた見直しを行っていきます。

### ④財政の効率化

- 安定した自主財源を確保するために、産業の振興などにより、地域経済の活性化を図っていくとともに、税の公平負担の観点から、市税の収納率向上に努めます。
- 公共事業の推進に当たっては、重要性や緊急性、投資効果等を十分に検討し、

本計画や合併後に策定する長期総合計画等に基づく重点的な事業を推進していきます。また、中期的な財政計画の公表や財政指数の管理などを行い、計画的な財政運営の実現を図ります。さらに、必要に応じて外部監査の導入なども検討していきます。

- ※PFI方式の導入など、民間企業の技術や資金を積極的に活用し財政負担の軽減を図ります。
- 最小の経費で最大の効果が得られるよう、合併による効果を踏まえつつ、積極的に行財政改革を推進していきます。

※PFI ……公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

## 主な事業

## 市民参画・行財政改革

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| ○市民との協働によるまちづくりの推進 | ○行政の効率化            |
| ・市民活動支援事業          | ・電算システム統合事業（再掲）    |
| ・男女共同参画推進事業        | ・情報化推進基盤整備事業（再掲）   |
| ○地域コミュニティ活動の促進     | ○財政の効率化            |
| ・市民参加型イベント創造事業     | ・民間委託の推進           |
| ・自治公民館整備事業         | ・事業評価に基づいた効果的な事業推進 |

人と自然、地域の恵みが響きあう  
**健康交流都市**



## VI. 新市における県事業の推進

---



## VI. 新市における県事業の推進

### 1. 鹿児島県の役割

鹿児島県は、新市の速やかな一体性の確立や均衡ある発展に資するための国道や県道整備事業及び県有施設整備事業などを推進するとともに、新市が南九州の拠点都市としての役割を担う地域となるための事業を支援します。また、市町村合併特例交付金制度を活用し、合併に伴い発生する緊急かつ特殊な財政需要について、新市の一体的なまちづくりを支援します。

### 2. 新市における県事業

鹿児島県は、新市の施策と連携しながら、以下に掲載する事業を実施していくことなどにより、新市のまちづくりを積極的に支援していきます。

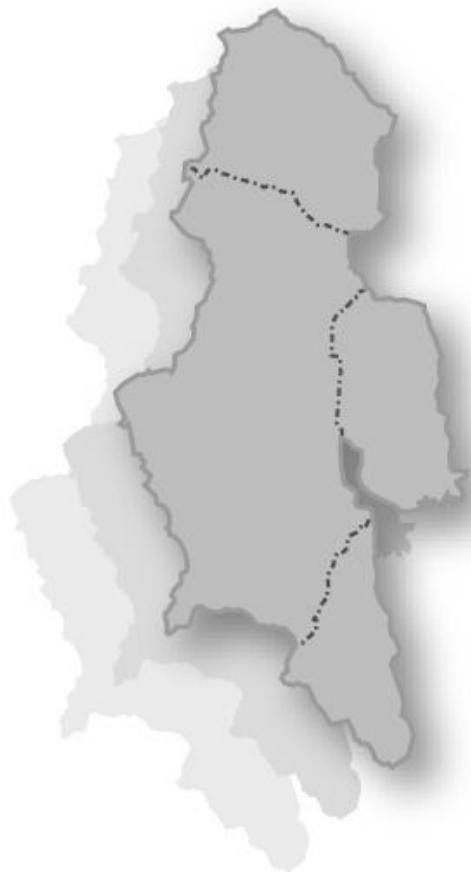
#### 【主な事業（抜粋）】

基本方針	主要施策	主な事業
活力ある産業が展開する経済自立のまちづくり <b>【産業振興】</b>	新たな産業の創造と雇用の創出	起業家支援推進事業
		地域企業振興事業
		ブランド確立推進事業
	農林水産業の振興	農業農村整備事業
		農業振興総合整備事業
		畜産振興推進事業
		森林保全・保護事業
		治山事業
		林道事業
		漁村活性化対策事業
	商業の振興	商工業活性化推進事業
		商工業基盤整備事業
	魅力ある観光地の創造	観光施設等整備事業
		サイン（標識・案内板）整備事業
		観光物産普及宣伝事業
安心・安全な暮らしのあるまちづくり <b>【防災・生活環境】</b>	消防・防災体制の充実	消防防災施設等整備事業
		特殊地下壕対策事業
	防犯体制の充実・交通安全の推進・消費生活相談体制の充実	交通安全施設整備事業
		市道環境整備事業
	治山・治水・砂防対策の充実	河川改修事業
		治山事業（再掲）
		急傾斜地崩壊対策事業
		砂防施設整備事業
	ごみ処理の充実	高潮対策事業
		廃棄物処理施設整備事業
	快適な生活環境の整備	環境対策推進事業

基本方針	主要施策	主な事業
豊かな自然を次代に引きつぐ環境共生のまちづくり 【環境保全】	自然環境の保全	環境対策推進事業（再掲）
	総合的環境学習・教育の推進	自然共生型公園整備事業
地域の風土・個性を生かして豊かな心を育むまちづくり 【教育・文化】	生涯学習の推進	生涯学習推進事業
	学校教育の充実	特色ある学校づくり事業
	スポーツの振興	健やかスポーツ 100 日運動推進事業
人・もの・地域を結ぶ快適で利便性の高いまちづくり 【都市基盤整備】	交通拠点・ネットワークの整備	国道 2 6 9 号整備事業
		国道 5 0 4 号整備事業
		県道整備事業
		道路改築(地域高規格道路)事業
		港湾改修事業
	南九州の拠点としての都市機能の集積・魅力の創出	中心市街地活性化推進事業
		市街地再開発事業
	地域内交通網の整備	国道 2 6 9 号整備事業（再掲）
		国道 5 0 4 号整備事業（再掲）
		県道整備事業（再掲）
		市道整備事業
		街路事業
	公共サインの整備	サイン（標識・案内板）整備事業（再掲）
	良好な宅地や住宅の供給	公営住宅整備事業
	子ども・高齢者・身体障害者に配慮した住環境の整備	特定交通安全施設整備事業
		人にやさしい道づくり
	公園・緑地の整備	公園・緑地等整備事業
	上下水道等の整備	合併処理浄化槽整備促進事業（再掲）
		公共下水道整備促進事業
	河川環境の整備	河川環境整備事業
自然共生型公園整備事業（再掲）		
美しい景観の創造	街路事業（再掲）	
	市街地再開発事業（再掲）	
地域交流拠点の形成	市街地再開発事業（再掲）	
	中心市街地活性化推進事業（再掲）	
地域で支えあう健やかで心のかようまちづくり 【保健・医療・福祉】	健康づくりの推進	老人保健事業の推進
		母子保健事業の推進
	高齢者福祉の向上	すこやか長寿社会運動推進事業
		介護予防・地域支え合い事業
		高齢者住宅等安心確保事業
	障害者(児)の福祉の向上	障害者の生活支援



人と自然、地域の恵みが響きあう  
健康交流都市



## VII. 公共的施設整備の 基本的考え方

---



## VII. 公共的施設整備の基本的考え方

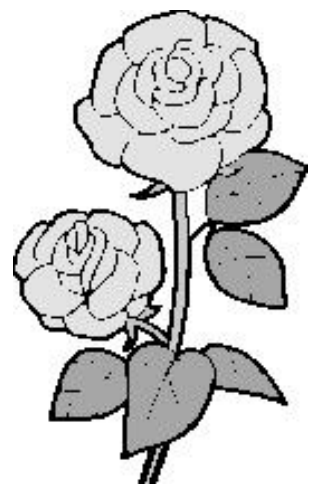
教育施設や児童施設、福祉施設、文化施設、スポーツ施設等の既存の公共施設の整備・管理運営については、各施設を体系的に位置づけ、有機的連携による有効活用を図りながら、利便性に十分配慮するとともに、地域の特性やバランス、財政事情等も考慮し、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう計画的に進めていくことを基本とします。

公共的施設の整備に当たっては、既存施設の有効活用を検討した上で、既存施設では機能しない場合に限って、複合的機能を有する施設を視野に入れながら、整備を検討することとし、整備及び管理運営については、民間活力等を積極的に導入しながら、市民サービスの向上や経費の節減を図るとともに、不用の施設は解体（除却）することを基本とします。

本庁は、鹿屋市共栄町20番1号（現鹿屋市役所）とし、これまでの吾平町、輝北町、串良町のそれぞれの庁舎は、各種窓口業務機能だけではなく、総合的な事務を行う「総合支所」とし、市民サービスの維持・向上を図るよう、必要な機能の整備・充実を図ります。

また、本庁への管理部門等の集約については、市民サービスの低下を招かないよう十分配慮するとともに、行財政改革の視点から簡素かつ効率的な組織を目指すこととします。

なお、これまでの支所・出張所については、全て出張所とし、従前の市民サービスを提供していきます。



人と自然、地域の恵みが響きあう  
健康交流都市



## VIII. 財政計画

---



## VIII. 財政計画

### 1. 財政計画の基本的考え方

財政計画は、新市の行財政運営の指針として市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項の規定に基づき、普通会計ベースで作成しています。

令和2年度の財政計画の改定に当たっては、令和元年度の決算額及び令和2年度の決算見込額を基に、今後の社会経済の見通し等も考慮し推計しています。

なお、新市における財政運営に当たっては、財政推計等との調整を十分に行うとともに、合併特例債を適用する事業等についても、事業の必要性や適債性、効果等を個別に検証しながら、実施していくものとします。

### 2. 計画の期間

平成18年度から令和7年度までの20年間とします。

### 3. 計画の作成方法

財政計画は、歳入については1市3町が現状のまま推移した場合を基準とし、歳出については事務事業の協議状況等を踏まえて推計しています。推計に当たっての歳入・歳出の考え方は以下のとおりです。

#### (1) 歳入

##### ① 地方税

令和元年度の決算額や令和2年度の決算見込額を参考に、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」のベースラインケースの指標により計算し、固定資産の評価替や新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響も考慮し推計しています。

##### ② 地方譲与税等

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、基地交付金については、現行制度を基本に、令和元年度の決算額や令和2年度の決算見込額を参考に推計しています。

地方特例交付金、法人事業税交付金、環境性能割交付金については、税制改正等を考慮して推計しています。

##### ③ 地方交付税

普通交付税については、令和2年度に、合併特例措置（合併算定替）が終了するため、その影響額を見込み、測定単位の見直し（国勢調査による人口の見直し）も考慮し推計しています。

特別交付税については、近年の決算額（決算見込額）などを参考に推計しています。

#### ④分担金及び負担金

令和元年度の決算額や令和2年度の決算見込額を参考に推計しています。

#### ⑤使用料及び手数料

令和元年度の決算額や令和2年度の決算見込額を参考に推計しています。

#### ⑥国庫支出金・県支出金

近年の決算額（決算見込額）を基本に算定するとともに、社会保障関係経費については、歳出の伸びに連動させて見込み、また、投資的経費については、一定規模の確保を前提に推計しています。

#### ⑦財産収入

令和元年度の決算額や令和2年度の決算見込額を参考に推計しています。

#### ⑧寄附金

近年の決算額（決算見込額）を参考に推移するものとして推計しています。

#### ⑨繰入金

単年度収支で不足が生じる年度について、基金から繰り入れるものとして推計しています。

#### ⑩諸収入

近年の決算額（決算見込額）を参考に推計しています。

#### ⑪地方債

新市まちづくり計画に基づく新規事業、主要事業等に充当されているもの（通常債、合併特例債等）及び臨時財政対策債の発行見込額を積み上げ方式で推計しています。なお、投資的経費については、一定規模の確保をするため、合併特例債の借入期間延長による活用を考慮し推計しています。

## (2) 歳 出

#### ①人件費

鹿屋市定員管理計画における今後の職員数などを見込んで推計しています。

#### ②扶助費

近年の決算額（決算見込額）の伸び等を考慮し推計しています。

#### ③公債費

令和元年度以前の借入に伴う償還額に、令和2年度以後の借入に伴う償還額を見込んで推計しています。

#### ④物件費

令和元年度の決算額や令和2年度の決算見込額から特殊要因を差し引いた額を参考に推計しています。

#### ⑤維持補修費

近年の決算額（決算見込額）の平均値で推計しています。



#### ⑥補助費等

令和元年度の決算額や令和2年度の決算見込額から特殊要因を差し引いた額に、今後の動向等を考慮し推計しています。

#### ⑦積立金

市町村振興のための基金造成による積立分を見込んで推計しています。

また、単年度収支が黒字になった場合は、後年度の財政運営のために、基金に積み立てるものとして推計しています。

#### ⑧繰出金等

投資及び出資金、貸付金、繰出金については、近年の決算額（決算見込額）を参考に、今後の動向等を考慮し推計しています。

#### ⑨投資的経費

普通建設事業費については、新市まちづくり計画に基づく新規事業、主要事業等の積み上げや地域経済の下支えとして一定規模の確保を考慮し推計しています。

災害復旧事業費については、近年の決算額（決算見込額）を参考に推計しています。

## 4. 財政計画

(1) 歳入

(単位：百万円)

区分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
地方税	9,589	10,142	10,105	9,723	9,767	9,892	9,814	10,096	10,250	10,388	10,626	10,907	10,863	11,065	11,053	10,087	10,228	10,443	10,648	10,914
地方譲与税	1,286	617	597	563	545	529	498	482	458	481	475	474	478	503	540	530	541	541	553	553
利子割交付金	33	43	43	32	34	21	15	17	16	14	7	18	18	7	5	5	5	5	5	5
配当割交付金	17	22	7	5	4	13	9	12	45	28	18	23	20	23	16	16	16	16	16	16
株式等譲渡所得割交付金	18	11	1	2	5	2	2	20	31	29	11	22	24	13	10	10	10	10	10	10
法人事業税交付金														0	0	44	86	86	86	86
地方消費税交付金	973	959	887	915	913	912	915	907	1,101	1,953	1,783	1,884	1,940	1,827	2,233	2,014	2,014	2,014	2,014	2,014
ゴルフ場利用税交付金	9	9	8	8	8	9	9	9	9	9	9	10	9	9	8	8	8	8	8	8
自動車取得税交付金	183	164	151	94	80	65	81	74	31	47	58	82	84	43						
環境性能割交付金															12	37	37	37	37	37
地方特例交付金	256	83	131	143	166	131	32	35	39	40	45	50	59	175	92	759	75	75	75	75
地方交付税	12,290	12,070	12,939	13,265	14,387	14,250	14,272	14,081	13,675	13,630	13,425	12,773	12,723	12,820	12,742	12,401	12,401	12,401	12,401	12,401
交通安全対策特別交付金	27	26	24	25	25	25	24	22	19	20	19	18	15	14	14	14	14	14	14	14
分担金・負担金	575	569	598	566	594	612	600	627	685	646	545	487	484	324	197	190	177	177	170	170
使用料・手数料	1,028	980	852	848	738	755	782	803	785	786	774	769	793	787	774	774	774	774	774	774
国庫支出金	5,775	4,550	4,857	7,809	6,695	6,700	7,120	7,977	8,057	8,358	9,023	9,771	9,990	9,701	23,297	10,736	10,631	10,506	10,553	10,410
県支出金	2,671	2,505	2,489	2,835	3,358	3,365	3,525	3,380	3,445	3,892	4,111	6,889	5,138	5,928	6,413	5,982	5,727	5,469	5,542	5,480
財産収入	158	128	112	143	334	109	92	164	116	135	167	268	119	127	171	171	171	171	171	171
寄附金	0	0	4	4	27	248	5	26	30	861	1,432	1,596	1,576	2,579	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
繰入金	3,564	1,941	954	1,517	575	868	1,086	1,078	2,251	1,985	3,804	2,764	3,174	4,796	4,456	2,025	3,876	4,709	6,091	2,774
繰越金	1,508	1,432	1,271	1,346	1,506	2,262	1,565	1,898	1,944	1,583	1,648	2,313	2,521	2,570	2,765	2,331	1,200	1,200	1,200	1,200
諸収入	520	590	385	478	726	634	278	347	457	437	408	485	289	519	289	289	289	289	289	289
地方債	4,682	2,509	1,789	3,129	4,628	2,847	3,888	4,397	4,154	4,062	2,952	3,818	5,358	4,322	5,388	3,895	3,636	3,430	2,934	2,823
歳入合計	45,162	39,350	38,204	43,450	45,115	44,249	44,612	46,452	47,598	49,384	51,340	55,421	55,675	58,164	72,544	54,360	53,916	54,375	55,591	52,124

(2) 歳出

(単位：百万円)

区分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
人件費	8,025	8,111	7,833	7,493	7,049	7,038	6,689	6,533	6,661	6,374	6,177	6,135	6,089	6,093	6,907	6,841	6,824	6,807	6,807	6,807
扶助費	7,002	7,445	7,680	8,141	9,832	10,509	11,010	11,086	12,051	12,724	13,531	14,005	13,708	14,341	15,105	15,357	15,470	15,590	15,715	15,715
公債費	5,069	5,295	5,242	5,298	5,230	5,102	5,056	4,908	4,766	4,585	4,401	4,351	4,310	4,209	4,415	4,726	4,898	5,066	5,090	4,951
物件費	4,496	4,718	4,265	4,572	4,994	5,069	4,855	4,890	5,161	5,814	6,097	6,146	6,233	6,895	7,421	6,122	6,122	6,122	6,122	6,122
維持補修費	422	244	194	200	205	219	259	248	243	256	252	258	273	270	272	272	272	272	272	272
補助費等	2,763	3,016	3,001	4,862	3,287	3,529	3,851	3,818	3,712	3,831	3,597	3,898	3,836	6,302	16,583	4,410	4,410	4,983	4,410	4,410
積立金	1,412	979	1,384	1,447	2,132	1,998	1,292	1,915	2,105	3,136	4,229	3,439	4,815	3,951	3,163	3,219	3,154	3,154	2,654	2,654
投資・出資金・貸付金	100	70	71	59	63	71	107	36	42	32	32	18	13	13	13	13	13	13	13	13
繰出金	3,646	3,796	4,213	4,515	4,572	4,870	4,713	4,985	5,254	5,276	5,180	5,201	4,938	5,033	4,565	4,748	4,852	4,930	5,009	5,074
投資的経費	10,795	4,405	2,976	5,355	5,487	4,279	4,882	6,088	6,020	5,708	5,532	9,448	8,891	8,292	11,769	7,452	6,701	6,238	8,299	4,906
歳出合計	43,730	38,079	36,859	41,942	42,851	42,684	42,714	44,507	46,015	47,736	49,028	52,899	53,106	55,399	70,213	53,160	52,716	53,175	54,391	50,924